事　業　年　報

令和６年度

厚生労働省

四国厚生支局

は　じ　め　に

四国厚生支局は、社会保障政策を推進する厚生労働省のブロック行政機関の一つとして、香川本局と徳島、愛媛、高知をそれぞれ管轄する三つの地方事務所を設置し、医療、健康福祉、地域包括ケア、年金、麻薬取締など広範な行政サービスを展開しております。

本書は、令和６年度に当支局が実施した業務実績や関係資料を取りまとめたものです。四国厚生支局の業務への理解を深めていただくための一助になれば幸いです。

令和６年度には、社会保障制度に関連して次のようなことがありました。まず、年金制度については、５年に１度、国民年金及び厚生年金の財政の現況及び見通しを作成するという、いわゆる財政検証を実施する年となっていました。７月には財政検証の結果が公表されるとともに、１２月２５日には、社会保障審議会年金部会において、次期年金制度改革に向けた議論の整理が行われたところです。また、医療保険制度については、１２月２日には、健康保険証の新規発行が終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みへと移行いたしました。新たな仕組みへの移行に伴って、マイナンバーカードをお持ちでない方やマイナ保険証利用登録をしていない方などについては、医療保険者からの資格確認書の交付により、切れ目なく保険診療を受けられる環境の確保に努めて参ります。

そのような中、四国厚生支局は、今後とも国民の健康と生活の質の向上のために、厚生労働省の政策実施機関としての役割を全うすべく、常に「国民目線」に立って、行政サービスの向上、業務の改善・効率化などに積極的に取り組んでまいります。

引き続き、厚生行政に対するご理解とご支援をお願いいたします。

令和７年８月

目　次

第１章　四国厚生支局の基本理念・業務概要等

１　基本理念・行動指針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２
２　組織 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３
３　主な業務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４
４　沿革 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ７
５　所在地 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ９

第２章　業務の概要及び実績

１　総務課 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １１
２　企画調整課 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １２
３　年金管理課 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １６
４　年金審査課 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２７
５　健康福祉課 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２８
６　地域包括ケア推進課 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３６
７　保険年金課 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４４
８　管理課 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４６
９　医療課 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４８
10　調査課 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５０
11　指導監査課及び各県事務所 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５１
12　社会保険審査官 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５６
13　麻薬取締部 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５７

第３章　資料編

１　各業務の実績推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ６４
２　管内の主な関係法人・団体 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ８６

第１章　四国厚生支局の基本理念
・業務概要等

1　基本理念・行動指針

平成22年4月策定
平成25年4月改定

基本理念

四国厚生支局は、国民一人一人が、健康で安心して充実した生活を送ることができるよう、四国地方における実情を踏まえつつ、国の社会保障政策を着実に推進することを通じて、将来にわたる国民生活の質の向上と社会経済の発展に寄与することをその使命としています。

行動指針

Ⅰ　国民目線に立った行政運営

国の社会保障政策の効果が最大限発揮されるよう、広い視野、地域の視点、国民の目線を重視して、所掌事務を適正かつ迅速に遂行します。

Ⅱ　公平公正な制度運営

常に高い倫理観と強い責任感を持ち、法令を遵守し、公平公正に制度を運営します。

Ⅲ　広報広聴の推進

国民に対し分かりやすい情報提供を行うとともに、広く情報を収集・分析し、必要な業務の改善に繋げ、国民との信頼関係の構築を目指します。

Ⅳ　業務改善・効率化

職員一人一人がたゆまぬ意識改革を行い、業務の改善と効率化に向けて取り組みます。

Ⅴ　明るい職場づくりを通じた行政サービスの一層の向上

職員相互に尊重・協力し合う明るい職場づくりを進め、行政サービスの一層の向上を図ります。

２　組　織

令和7年4月1日現在

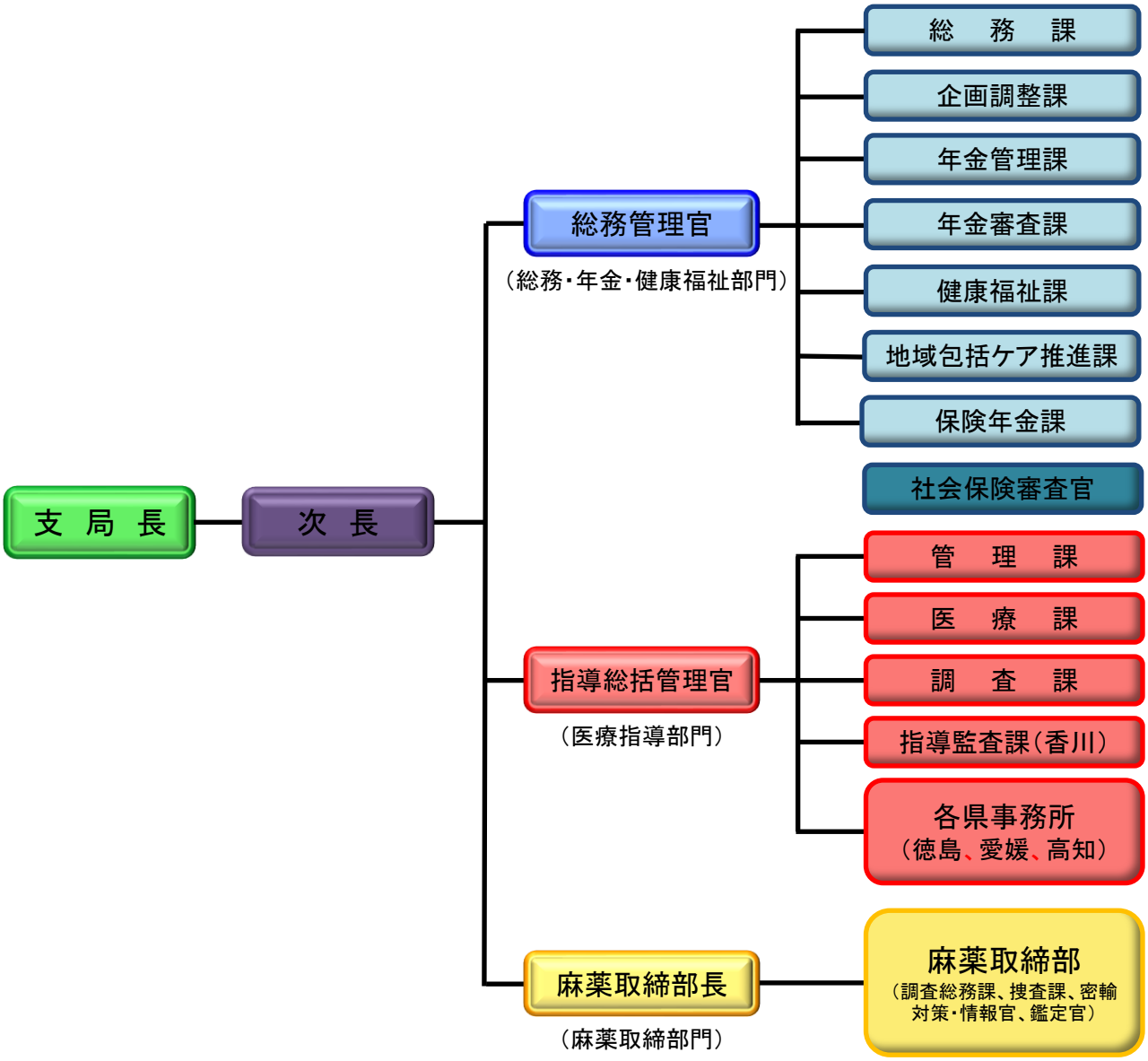

【各部門の整理】
※この章以降で各部門にまとめている整理は以下のとおりです。

○　総務・年金・健康福祉部門・・総務課、企画調整課、年金管理課、年金審査課、健康福祉課、地域包括ケア推進課、保険年金課、社会保険審査官

○　医療指導部門・・・・・・・・・・・・管理課、医療課、調査課、指導監査課（香川）、各県事務所（徳島、愛媛、高知）

○　麻薬取締部門・・・・・・・・・・・・麻薬取締部

３　主な業務

【総務･年金･健康福祉部門】

〔総務課〕

○ 支局の総務、会計等
○ 支局職員の人事、給与、研修、福利厚生等
○ 支局が保有する行政文書の情報公開等
○ 支局所管の国有財産の管理

〔企画調整課〕

○ 支局の所掌事務に関する総合的な企画・立案及び調整
○ 四国地方社会保険医療協議会の運営

〔年金管理課〕

○ 日本年金機構が行う各種業務の認可等
　・ 収納職員及び徴収職員
　・ 滞納処分等
　・ 立入検査等
　・ 受給権者及び被保険者調査
○ 厚生年金保険料等の納付猶予の許可
○ 日本年金機構が行う保険料等の収納確認
○ 国民年金事務費交付金等の審査
○ 年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金の審査
○ 健康保険事務指定市町村交付金の審査
○ 社会保険労務士会からの各種報告の受理
○ 年金委員の委嘱・解嘱等及び大臣表彰
○ 学生納付特例事務法人の指定及び監督
○ 保険料納付確認団体の指定及び監督
○ 地域年金展開事業に関すること

〔年金審査課〕

○ 厚生年金保険及び国民年金の被保険者等に関する記録の訂正の請求に関する事務並びにこれに関する調査事務
○ 中国四国地方年金記録訂正審議会四国担当部会の運営

〔健康福祉課〕

- ○ 福祉、保健衛生及び子ども・子育て支援関係の補助金の執行
- ○ 各種養成施設等の指定及び監督
- ○ 民生委員等の委嘱事務
- ○ 医療安全の普及・啓発
- ○ 生活保護法の施行事務に関する監査
- ○ 地域医療構想の達成に向けた取組の推進
- ○ 災害時における医療の確保の支援
- ○ 医師少数区域等で一定期間を勤務した医師の認定

〔地域包括ケア推進課〕

- ○ 地域包括ケアシステムの構築の支援に関する企画、立案、総合調整
- ○ 地域包括ケアシステムの構築の支援及び普及・啓発
- ○ 介護保険法に基づく地域支援事業の把握、助言、支援
- ○ 認知症施策推進大綱の普及・啓発及び各種事業の把握、助言
- ○ 地域支援事業交付金や地域医療介護総合確保基金の執行等
- ○ 介護保険事業（支援）計画に関する課題把握、助言、支援

〔保険年金課〕

- ○ 健康保険組合の行う業務の認可、指導監督等
- ○ 全国健康保険協会支部の行う業務の認可、立入検査等
- ○ 確定給付企業年金、確定拠出年金（企業型年金に限る。）の認可、承認及び指導監督等

【医療指導部門】

〔管理課〕

- ○ 指導監査課や各県事務所等が行う業務の進捗管理等
- ○ 国民健康保険の保険者に対する技術的助言、国民健康保険団体連合会が行う業務に対する指導監督
- ○ 後期高齢者医療広域連合が行う業務や市町村が行う後期高齢者医療制度に関する事務に対する技術的助言
- ○ 社会保険診療報酬支払基金支部の行う業務の監督

〔医療課〕

- ○ 特定機能病院の立入検査（人員、構造設備、医療安全等）
- ○ 指導監査課や各県事務所等が行う業務の指導監督
- ○ 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問事業者、その他医療保険事業の療養担当者に対する監督

〔調査課〕

○ 保険医療機関等の情報管理
○ 保険医療機関等の情報公開に関すること
○ 医療指導部門の訴訟に係る事務の調整

〔指導監査課（香川県）〕

〔各県事務所（徳島県、愛媛県、高知県）〕

○ 所在県内の健康保険事業、船員保険事業、国民健康保険事業、後期高齢者医療制度の療養に関する指導監督
○ 所在県内の保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者、その他医療保険事業の療養担当者に対する指導監督、施設基準等の申請、届出に関する事務
○ 所在県内の柔道整復師の施術療養費の受領委任に関する登録及び承諾等に関する事務
○ 所在県内のはり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術療養費の受領委任の申出等に関する事務
○ 所在県に設置される四国地方社会保険医療協議会の部会の運営

【総務・年金・健康福祉部門】

〔社会保険審査官〕

○ 厚生労働大臣が行った保険（年金）給付の処分決定に対する審査請求の対応
○ 日本年金機構理事長が行った厚生年金保険や健康保険の被保険者資格、標準報酬及び国民年金保険料の処分決定に対する審査請求の対応
○ 全国健康保険協会各支部長が行った健康保険給付の処分決定に対する審査請求の対応
○ 健康保険組合や厚生年金基金、国民年金基金等が行った処分決定に対する審査請求の対応

【麻薬取締部門】

〔麻薬取締部〕

○ 薬物犯罪の捜査及び鑑定
○ 医療麻薬等の監督、指導
○ 啓発活動・再乱用防止活動

４　沿　革

【平成１３年１月】

中央省庁等改革基本法により、国の行政組織のスリム化、効率化を図ることとされたことから、厚生省と労働省が統合し、厚生労働省が設置されるとともに、併せて地方支分部局についても、従来から設置されていた地方医務（支）局と地区麻薬取締官事務所をブロック単位で統合して、全国に８カ所の地方厚生（支）局が設置されました。

新しく発足した四国厚生支局の分掌する事務については、従来の四国地方医務支局及び四国地区麻薬取締官事務所の所掌事務に加え、社会保険に関する指導監督の業務等も新たに所掌に加わることとなりました。

また、組織については、麻薬取締部、総務課、社会保険課、経営指導課、企画調整課、職員課の１部５課体制となり、大幅な組織改正が図られました。

〔本省から移管された事務〕

・医師等の国家試験に関する業務
・国保の保険者・国保連合会の監督
・健康保険組合、厚生年金基金、国民年金基金等の監督

〔旧地方医務局、旧地区麻薬取締官事務所の事務〕

・国立病院及び国立療養所に関する事務
・麻薬等の取締に関する事務

【平成１６年４月】

旧地方医務（支）局が所管していた国立病院等に関する事務が「独立行政法人国立病院機構」に引き継がれた結果、経営指導課、職員課、企画調整課が廃止されました。

また、新たに保健衛生、福祉関係補助金等の執行を行う保健福祉課が新設され、翌17年には同課に養成施設の指導監督等の業務も新たに移管されました。

【平成２０年１０月】

社会保険庁改革に伴い、これまで社会保険事務局において実施されてきた保険医療機関・保険薬局に対する指導監査等の事務が移管され、医療法・健康保険法を含む総合的な医療行政を推進等することとなり、組織を再編し、管理課・医療指導課・指導監査課及び各所在県内において、保険医療機関等に対する指導監査等を実施する各県事務所（香川県を除く）が設置されました。

また、四国厚生支局の総合企画調整等を担当する企画調整課の新設のほか、保健福祉課から健康福祉課及び社会保険課から保険年金課への名称変更がされました。

【平成２２年１月】

社会保険事務局において実施されてきた年金関係業務等の移管といった組織再編がされ、年金管理課、社会保険審査官の設置のほか、医療指導課から医療課へ名称変更がされました。

【平成２６年４月】
　保険医療機関等管理システムの運用や情報管理、保険医療機関等に関連する情報公開・訴訟事務等を担当する調査課が設置されました。

【平成２７年４月】
　総務省の年金記録確認第三者委員会が行っていた年金記録の訂正について、法改正により厚生労働省の業務となったことに伴い、厚生年金保険及び国民年金の被保険者等から提出された年金記録の訂正請求に関する事務等を担当する年金審査課が設置されました。

【平成２８年４月】
　今後の高齢化社会に向け、全国の市町村で地域包括ケアシステムを構築することが喫緊の課題となっている中で、都道府県の市町村支援業務の円滑な実施に資することを目的に地域包括ケア推進課が設置され、現在の体制となりました。

【令和５年４月】
　こどもまんなか社会を目指すための新たな司令塔として、こども家庭庁が創設され、設置法の施行に伴い、こども家庭庁から厚生労働省の地方支分部局である地方厚生（支）局に補助金等に係る予算執行関係事務が事務委任されました。

５ 所在地

本局

総務課・企画調整課・年金管理課・年金審査課・健康福祉課・地域包括ケア推進課・社会保険審査官・麻薬取締部

〒760-0019 香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎北館4階		
課名	電話	FAX
総務課	087-851-9565	087-822-6299
企画調整課	087-851-9565	087-822-6299
年金管理課	087-851-9510	087-851-9512
年金審査課	087-851-9571	087-851-9508
健康福祉課	087-851-9566	087-851-9577
地域包括ケア推進課	087-851-9578	087-851-9577
社会保険審査官室	087-851-9564	087-851-9508
麻薬取締部 （薬物相談電話）	087-811-8910 （087-823-8800）	087-823-8810

保険年金課・管理課・医療課・調査課・指導監査課

〒760-0019 香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎南館5階		
課名	電話	FAX
保険年金課	087-851-9562	087-823-8159
管理課	087-851-9501	087-822-6303
医療課	087-851-9502	087-822-6303
調査課	087-851-9501	087-822-6303
指導監査課 （施設基準担当）	087-851-9593 （087-851-9585）	087-823-8159

事務所

事務所	電話	FAX
徳島事務所	088-602-1386	088-602-1672
	〒770-0941 徳島県徳島市万代町3丁目5番地 徳島第2地方合同庁舎4階	
愛媛事務所	089-986-3156	089-986-3162
	〒790-0066 愛媛県松山市宮田町188番地6 松山地方合同庁舎1階	
高知事務所	088-826-3116	088-826-3112
	〒780-0850 高知県高知市丸ノ内1－3－30 四国森林管理局庁舎1階	

第２章　業務の概要及び実績

１　総務課

（１）行政文書の開示

①業務概要

行政機関等が保有する文書については、情報公開法に基づいて開示請求することができます。

行政文書の開示請求が申請された場合には、行政文書を保有する担当部署と協力し、行政文書の写しの交付を行っています。なお、個人に関する情報などの不開示情報が記録されている場合は不開示となります。

②業務実績

令和６年度における開示請求の件数は、次のとおりです。

部門	件数
年金・健康福祉部門	3 件
医療指導部門	28 件
麻薬取締部門	1 件
合計	32 件

（２）採用関係

内容	実績
パンフレット	・新規採用案内パンフレットの作成
動画	・新規採用案内動画の作成　（令和６年度に作成、次回作成は、令和９年度の予定。）

２　企画調整課

(1) 四国厚生支局の総合的な企画及び立案

①業務概要

企画調整課は、四国厚生支局の総合的な企画及び立案に関する業務を所掌し、関係機関との連絡調整や支局内の調整・取りまとめを行っています。

主な業務として、支局組織目標の策定、業務計画の取りまとめ、広報の推進、職員研修の企画、組織的な業務改善に向けた取組みなどを行っています。

②業務実績

令和６年度における業務実績は、次のとおりです。

【広報関係】

内容	実績
四国厚生支局ホームページ	・各種情報の掲載 ・各課で実施した事業に係るフォトレポートの掲載
パンフレット	・四国厚生支局業務パンフレットの作成及び四国厚生支局ホームページへの掲載
YouTube「四国厚生支局公式チャンネル」	・「令和６年度認知症セミナー」（地域包括ケア推進課）、「定例報告について」（医療課）等について動画掲載
合同庁舎屋外電光掲示板	・「学生納付特例制度」、「年金予約相談」外 13 件の広報内容について電光掲示板へ表示

【職員研修】

開催月	研修名
令和６年４月	新規採用者研修
令和６年６月	政策研修「福祉人材の確保について」
令和６年７月	行政対象暴力等対応者研修
令和６年 10 月	現地施設研修（国立療養所大島青松園）
令和６年 11 月	防災研修「大規模災害の経験を踏まえて」
令和７年２月	アンコンシャス・バイアス研修
令和７年３月	精神・発達障害者しごとサポータ養成講座

【業務改善の取り組み】

開催月	実施内容
令和６年９月 【第１回業務改革推進月間】	・各課所におけるミーティングの実施 ・幹部職員のマネジメント改革の推進

	・Teams の利用推進
令和７年２月 【第２回業務改革推進月間】	・各課所におけるミーティングの実施（取組の改善と定着） ・在庁時間の縮減（定時退庁の強力な推進） ・業務効率化に資する動画、資料の活用について

（２）四国地方社会保険医療協議会総会の運営

①業務概要

社会保険医療協議会法に基づき、四国厚生支局に「四国地方社会保険医療協議会」が設置されています。協議会は、保険医療機関及び保険薬局の指定及び指定の取消、保険医及び保険薬剤師の登録の取消等について、厚生労働大臣（四国厚生支局長へ委任）の諮問に応じて審議・答申するほか、自ら建議することができます。

協議会は「総会」と各県を担当する４つの「部会」で構成されています。企画調整課においては「総会」の庶務を担当しており、四国地方社会保険医療協議会会長及び各委員への日程調整、各委員への総会開催前後での事務手続き等のほか、毎年 10 月の任期満了（任期２年、毎年委員の半数が改選）に伴う委員改選の調整及び申請手続き等を行っています。なお、部会の庶務は指導監査課及び各県事務所が担当しています。

◆四国地方社会保険医療協議会の概要

〔総会〕

・委員定数：20 名
・委員構成：支払側委員７名（保険者、被保険者、事業主を代表する委員）
　　診療側委員７名（医師、歯科医師、薬剤師を代表する委員）
　　公益委員　６名（公益を代表する委員）
・審議内容：保険医療機関及び保険薬局の指定の取消並びに保険医及び保険薬剤師の登録の取消等

〔部会〕

・委員定数：８名
・委員構成：支払側委員３名（保険者、被保険者、事業主を代表する委員）
　　診療側委員３名（医師、歯科医師、薬剤師を代表する委員）
　　公益委員　２名（公益を代表する委員）
・審議内容：保険医療機関及び保険薬局の指定（総会の事務事項を除く）

②業務実績

令和６年度における総会の開催状況は、次のとおりです。

開　　催	採　決　内　容
令和６年 10 月 （書面開催）	・会長選出にかかる選挙及び改選委員の各県部会所属について

（３）「国民の皆様の声」への対応

①業務概要

「国民の皆様の声」は、厚生労働行政の政策改善につながるきっかけとなることから、国民の皆様からの行政に関するご意見・ご要望等を受け付けています。

四国厚生支局の各課や各県事務所に寄せられた「国民の皆様の声」については、取りまとめ、支局内で情報共有するとともに随時、厚生労働本省へ報告しています。

なお、寄せられた「国民の皆様の声」については厚生労働省ホームページで公表しています。

②業務実績

令和６年度に寄せられた「国民の皆様の声」は、次のとおりです。

厚生労働本省への報告	件数
大臣官房地方課	0件
医　　政　　局	0件
社会・援護局	0件
健　　康　　局	0件
保　　険　　局	0件
合　計	0件

（４）四国南海トラフ地震対策戦略会議への参画

①業務概要

四国管内では、東南海・南海地震への対策が急務となり、防災関係機関の情報共有及び施策の連携・調整を図ることを目的に「四国東南海・南海対策連絡調整会議」が設置されました。また、東日本大震災を踏まえ、四国地方における巨大地震に対する防災基本戦略の策定を目的として連絡調整会議に学識経験者等を加えた「四国東南海・南海地震対策戦略会議」も設置され、上記２会議は「四国南海トラフ地震対策戦略会議」に改組されました。四国厚生支局では、四国南海トラフ地震戦略会議に参画し地震防災対策の充実に向けて取組んでいます。

②業務実績

「四国南海トラフ地震対策戦略会議」では、「四国地震防災基本戦略」が策定されています。

四国厚生支局では、「根幹的な応急対応に関する項目」のうち、「救援・救護（DMAT の広域派遣計画・広域医療搬送計画）」に関する対応すべき課題に対し、関係機関として参画し、四国南海トラフ地震への対策に向け取り組んでいます。

令和６年度においては、12 月に香川県で会議及び合同訓練が開催されました。

◆四国厚生支局の防災に関する取組み

〔概要〕

四国厚生支局における防災対応については、当支局が講ずべき防災業務等の措置及び実施手順を定めた「四国厚生支局業務継続計画及び防災業務の実施について」（以下、四国厚生支局業務継続計画実施要領という。）に基づき実施しています。四国厚生支局業務継続計画実施要領の実効性をより高め、防災に関する取り組みを推進するため、令和３年 10 月に「四国厚生支局防災チーム」を設置し、支局内一体となり防災対策にあたっています。

〔実績〕

令和６年度においては、支局内全体として以下の取り組みを行っております。

・防災訓練の検討・実施
・庁舎内の点検・耐震
・災害発生時に備えた備蓄品の検証
・防災チームの翌年度活動計画の策定
・「四国南海トラフ地震対策戦略会議」及び合同訓練への参加
・「四国厚生支局業務継続計画実施要領」の見直し
・「四国厚生支局防災チーム設置規程」の見直し

３　年金管理課

◆年金制度に関する管理・運営

公的年金制度は、厚生労働大臣が財政責任・管理運営責任を負いつつ、一連の業務運営は日本年金機構（以下「機構」という。）が実施しています。

機構では、厚生労働大臣の直接的な監督の下、公的年金の適用や保険料の徴収、年金に関する相談や年金の決定を行っていますが、年金に関する事務に関して、行政が行う必要があるとされた次の業務について、四国厚生支局が実施しています。

（１）機構の収納職員及び徴収職員の認可

①業務概要

事業主の方が納める厚生年金保険等の保険料や自営業の方などが納める国民年金保険料（以下「保険料」という。）の収納事務については「収納職員」が、また、その保険料が納付されない場合の滞納処分については「徴収職員」が行っています。

収納職員及び徴収職員は機構理事長が任命しますが、その任命に当たっては、あらかじめ厚生労働大臣（地方厚生（支）局長に委任）の認可が必要となっています。

四国厚生支局では、機構本部から各年金事務所等に配置する収納職員及び徴収職員について認可申請があった場合、当該申請の審査と認可を行っています。

②業務実績

令和６年度における収納職員等の認可実績は、次のとおりです。

認可内容	認可人数
収納職員	26人
徴収職員	31人

（２）機構が行う滞納処分等の認可及び確認

①業務概要

機構が保険料等を滞納している厚生年金保険等の適用事業所や国民年金の被保険者に対し滞納処分や財産調査を行う場合は、あらかじめ厚生労働大臣（地方厚生（支）局長に委任）の認可が必要となっています。

四国厚生支局では、機構本部（通常分）及び各年金事務所（緊急分及び随時分）から認可申請があった場合、当該申請の審査と認可を行っています。

※「通常分」とは毎月一定の時期を定めて行われ機構本部から一括して認可申請されるもの、「緊急分」とは事業の廃止や破産等で急を要するため機構四国地域部を経由して各年金事務所から個別に認可申請されるもの、「随時分」とは会計検査院から指摘された徴収不足保険料等で各年金事務所から個別に認可申請されるものをいう。

②業務実績

令和６年度における滞納処分等の認可実績は、次のとおりです。

認可内容	認可件数
滞納処分等（通常分）	34,268件
滞納処分等（緊急分）	21件
滞納処分等（随時分）	9件
計	34,298件

③実施結果

機構が実施した滞納処分等については、機構本部で月単位として取りまとめ、翌月末までに四国厚生支局に対し実施結果の報告があり、四国厚生支局では、適正に滞納処分等が執行されているかの確認を行っています。

令和６年度における確認結果は、次のとおりです。

区分		報告件数
実施結果	突　合	3,903件
	不突合	0件
	計	3,903件
差押等の執行状況	完　　納	490件
	分割納付	27件
	処分続行中	3,386件
	計	3,903件

※「突合」は認可書交付後に年金事務所が滞納処分等を行っている場合、「不突合」は認可書交付前に年金事務所が滞納処分等を行っている場合の件数。

（３）機構が行う立入検査等の認可及び確認

①業務概要

機構が行う厚生年金保険等の未適用事業所への加入指導・立入検査又は適用事業所への事業所調査（以下「立入検査等」という。）については、あらかじめ厚生労働大臣（地方厚生（支）局長に委任）の認可が必要となっています。

四国厚生支局では、機構四国地域部から各年金事務所分を取りまとめた認可申請（通常分及び緊急分）があった場合、当該申請の審査と認可を行っています。

※「通常分」とは毎月一定の時期を定めて行われ機構四国地域部から一括して認可申請されるもの、「緊急分」とは従業員等からの情報提供等により年金事務所において速やかに調査等を行う必要がある場合、機構四国地域部を経由して認可申請されるものをいう。

②業務実績

令和６年度における立入検査等の認可実績は、次のとおりです。

認可内容	認可件数
立入検査等（通常分）	19,969件
立入検査等（緊急分）	93件
計	20,062件

③実施結果

機構が実施した立入検査等については、機構四国地域部で認可後１年（認可有効期限）経過した時点の各年金事務所分を取りまとめ、認可有効期限が経過した日の属する月の翌月 20 日までに四国厚生支局に対し実施結果の報告があり、四国厚生支局では適正に事業所の調査が実施されているかの確認を行っています。

令和６年度における確認結果（令和５年度中の認可に関するもの）は、次のとおりです。

区分		報告件数
立入検査等実施件数	指摘有の事業所	4,307件
	指摘無の事業所	9,675件
	行方不明の事業所	129件
	計	14,111件
未実施の事業所		7,648件
計		21,759件

（４）機構が行う受給権者及び被保険者調査の認可及び確認

①業務概要

機構が行う受給権者及び被保険者に関する調査（以下「受給権者等調査」という。）については、あらかじめ厚生労働大臣（地方厚生（支）局長に委任）の認可が必要となっています。

四国厚生支局では、機構四国地域部から各年金事務所分を取りまとめた認可申請（通常分及び緊急分）があった場合、当該申請の審査と認可を行っています。

※「通常分」とは毎月一定の時期を定めて行われ機構四国地域部から一括して認可申請されるもの、「緊急分」とは障害の状態を診断させる調査など年金事務所において速やかに調査等を行う必要がある場合、機構四国地域部を経由して認可申請されるものをいう。

②業務実績

令和６年度における受給権者等調査の認可実績は、次のとおりです。

認可内容	認可件数
受給権者等調査（通常分）	2件
受給権者等調査（緊急分）	0件
計	2件

③実施結果

機構で実施した受給権者等調査については、機構四国地域部で各年金事務所分を取りまとめ、毎年度終了後の４月末までに四国厚生支局に対し実施結果の報告があり、四国厚生支局では、適正に調査が実施されているかの確認を行っています。

令和６年度における確認結果は、次のとおりです。

区分	報告件数
受給権者等調査認可件数	2 件
受給権者等調査実施件数	2 件
受給権者等調査未実施件数	0 件
計	2 件

（５）厚生年金保険料等の納付猶予の許可

①業務概要

厚生年金保険料等については、納付義務者が災害等により、その財産について相当な損失を受けた場合において、納付義務者がその納付すべき保険料等を一時的に納付することが困難と認められる場合等に、納付を猶予することが認められています。

四国厚生支局では、機構四国地域部から各年金事務所分を取りまとめた納付猶予の申請（通常分及び災害分）があった場合、当該申請の審査と許可を行っています。

※「通常分」とは「通常の納付猶予」及び「届出が遅延した場合の納付猶予」で、機構四国地域部より随時猶予申請されるもの、「災害分」とは「災害による納付の猶予」で、機構四国地域部より毎月一定の時期を定めて猶予申請されるものをいう。

②業務実績

令和６年度における厚生年金保険料等の納付猶予の許可実績は、次のとおりです。

許可内容	許可件数
納付猶予（通常分）	0件
納付猶予（災害分）	0件
計	0件

（６）機構が行う保険料等の収納確認

①業務概要

四国厚生支局（年金管理課の指定された官職の職員）では、厚生年金保険料等の領収済通知書の受領事務に関する歳入徴収官の代行機関として、受領事務を行う機構事務センター職員（国の非常勤職員として任用）から日々報告される「領収済通知書受付日計表」の内容を確認し、受領事務が適正に行われているかの確認を行っています。

また、原則年１回、機構事務センターを巡回し、領収済通知書の受領事務が適正に行われているかの確認を行っています。

②業務実績

日々報告される「領収済通知書受付日計表」の内容を確認するほか、年金管理課の指定された官職の職員が機構事務センターに赴き、領収済通知書の受領事務が適正に行われているかの確認を行っています。

（７）国民年金事務費交付金等の審査

①業務概要

国民年金事業等の円滑な実施を図るため、住民の一番身近な行政窓口である市町村へ国民年金等の事務の一部を委託しています。当該事務の実施に要する費用については、国は一定の基準に基づき、地方厚生（支）局が市町村からの申請を審査し、厚生労働省年金局が国民年金事務費交付金等として資金交付を行っています。

この交付金は、法律により市町村が実施する法定受託事務を遂行するに当たって必要な経費に対して交付するものと、被保険者などへのサービス向上を図る観点から厚生労働省、機構及び市町村との協力・連携のもとに実施される事務に必要な経費に対して交付するものがあります。

四国厚生支局では、事業の円滑な実施のため、管内の市町村と連携し、交付申請書や各種報告書の審査などにあたっています。

◆ **法定受託事務とは・・**

国民年金法等の規定により市町村が実施する国民年金被保険者の資格取得や資格喪失、種別変更等の届書の受理等に関する事務

◆ **協力・連携事務とは・・**

法定受託事務以外に被保険者などへのサービス向上を図る観点から、厚生労働省、機構及び市町村との協力・連携のもとに実施される、資格取得時における保険料の納付督励、口座振替、前納の促進のほか、市町村で実施している年金相談業務等に関する事務

②業務実績

令和６年度における交付実績は、次のとおりです。

【法定受託事務に係る交付金】　（単位：千円）

県名		交付決定額	概算交付額	精算交付額
徳島県	（市町村数24）	151,791	80,512	71,279
香川県	（市町数17）	156,991	87,051	69,940
愛媛県	（市町数20）	245,237	139,449	105,788
高知県	（市町村数34）	139,615	75,691	63,924
計	（市町村数95）	693,635	382,703	310,932

※千円未満は「切捨て」で記載しているため、「計」欄と内訳の合計は必ずしも一致しない。

【協力・連携事務に係る交付金】　（単位：千円）

県名		交付決定額	概算交付額	精算交付額
徳島県	（市町村数24）	20,220	7,242	12,978
香川県	（市町数17）	33,510	12,726	20,784
愛媛県	（市町数20）	51,594	22,221	29,373
高知県	（市町村数34）	16,306	6,399	9,907
計	（市町村数95）	121,632	48,588	73,044

※「概算交付額」とは年度の交付実績及び年度当初の計画額の一定額を合わせ第１四半期から第３四半期までに資金交付した額、「精算交付額」とは年度末に国民年金事務費交付金等の交付額を決定し、その決定額からすでに資金交付した第１四半期から第３四半期までの概算交付額を差し引いた額を第４四半期に資金交付した額をいう。

※千円未満は「切捨て」で記載しているため、「計」欄と内訳の合計は必ずしも一致しない。

（８）年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金の審査

①業務概要

年金生活者支援給付金事業の円滑な実施を図るため、国民年金事業と同様に、市町村へ年金生活者支援給付金事業の事務を一部委託しています。当該事務の実施に要する費用については、国は一定の基準に基づき、地方厚生（支）局が市町村からの申請を審査し、厚生労働省年金局が年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金として資金交付を行っています。

この交付金は、法律により市町村が法定受託事務を遂行するに当たって必要な経費に対して交付するものと、受給者などへのサービス向上を図る観点から厚生労働省、機構及び市町村との協力・連携のもとに実施される事務に必要な経費に対して交付するものがあります。

四国厚生支局では、事業の円滑な実施のため、管内の市町村と連携し、交付申請書や各種報告書の審査などにあたっています。

◆　**法定受託事務とは・・**

年金生活者支援給付金の支給に関する法律の規定により市町村が実施する年金生活者支援給付金の支給に関する、各種認定請求書の受理、機構への受給資格者の所得情報の提供等に関する事務

◆　**協力・連携事務とは・・**

法定受託事務以外に受給者などへのサービス向上を図る観点から、厚生労働省、機構及び市町村との協力・連携のもとに実施される、制度周知、制度・手続に関する相談、機構との合意により行われる各種情報の提供等に関する事務

②業務実績

令和６年度における交付実績は、次のとおりです。

【交付決定額】 （単位：千円）

県 名	交付決定額	法定受託事務	協力・連携事務	特別事情分
徳島県 （市町村数23）	2,326	1,910	416	0
香川県 （市町数15）	1,665	1,419	245	0
愛媛県 （市町数19）	3,606	3,049	556	0
高知県 （市町村数28）	2,180	1,829	350	0
計 （市町村数85）	9,778	8,210	1,568	0

※「特別事情分」とはシステム改修に要した経費に対して交付した額をいう。

※千円未満は「切捨て」で記載しているため、「計」欄と内訳の合計及び「交付決定額」欄と内訳の合計は必ずしも一致しない。

（９）健康保険事務指定市町村に関する交付金の審査

①業務概要

日雇特例被保険者※に係る保険者の事務のうち、厚生労働大臣が行うこととされている日雇特例被保険者手帳の交付等に関する事務は、法定受託事務として、厚生労働大臣が指定する市町村（以下「事務指定市町村」という。）が行い、その事務に必要な費用は、厚生労働省年金局から資金交付を行っています。

四国厚生支局では、四国厚生支局管内６事務指定市町村より提出された交付申請書及び各種報告書などの内容を審査し、厚生労働省年金局へ報告を行った後、厚生労働省年金局が資金交付を行っています。

※ 日雇特例被保険者とは、健康保険法第３条第２項に規定のある、適用事業所に使用される日雇労働者のことです。日雇特例被保険者の保険者は全国健康保険協会ですが、指定市町村に居住している日雇特例被保険者は、居住地の役所（役場）にて日雇特例被保険者手帳の交付など一部の手続きができます。

②業務実績

令和６年度における交付実績は、次のとおりです。

県名	指定市町村数	申請市町村数	交付	
			手帳交付等件数	金額（円）
徳島県	6	3	6	614
計	6	3	6	614

※香川県、愛媛県及び高知県には事務指定市町村はありません。

（１０）社会保険労務士に関する業務

〇業務概要

社会保険労務士法に関する業務のうち社会保険諸法令に関するものは、厚生労働大臣（地方厚生（支）局長に委任）が行うものとされ、四国厚生支局では、次の業務を行っています。

・社会保険労務士又は社会保険労務士法人に対する報告及び検査

・社会保険労務士が社会保険労務士法等に違反した場合の社会保険労務士会等からの通知の

受理

・社会保険労務士会の総会決議の取消及び役員の解任の命令

・社会保険労務士会に対する報告徴収、勧告及び調査

・社会保険労務士会からの社会保険労務士等に対して注意勧告を行った場合の報告

・社会保険労務士に不正があった場合の懲戒処分に係る聴聞

・全国社会保険労務士会連合会が実施している社会保険労務士試験への協力等

令和７年３月末現在における社会保険労務士会会員数及び法人数は、次のとおりです。

県名	会員数（人）					社労士法人数
	開業	法人の社員	勤務	その他	計	
徳島県	123	13	17	23	176	9
香川県	199	25	45	24	293	14
愛媛県	238	41	49	31	359	31
高知県	119	13	39	15	186	8
計	679	92	150	93	1,014	62

（１１）年金委員の委嘱・解嘱等及び大臣表彰

①業務概要

年金委員は、年金事業の理解を高め、その円滑な運営を図ることを目的として機構が行っている公的年金制度の適用、給付、保険料その他の事項についての啓発、相談及び助言等の活動を行っています。

年金委員には、厚生年金保険の適用事業所の事業主が推薦し、委嘱される「職域型」の年金委員と、市町村等が推薦し、委嘱される「地域型」の年金委員に区別され、いずれも厚生労働大臣が委嘱を行っています。

四国厚生支局では、事業主や市町村等より推薦のあった年金委員候補者に対して、委嘱に関する審査、決定及び委嘱状の発行、年金委員証明書の発行等を行っています。

平成２５年度より、多年にわたり政府管掌年金事業の推進・発展に貢献した者に対して、その功績を称え労苦に報いるとともに、併せて政府管掌年金事業の一層の推進に寄与することを趣旨として、年金委員功労者厚生労働大臣表彰を行っています。

（参考）

○ 年金委員は、機構と協力連携の下、厚生年金保険の適用事業所の事業主、被保険者及び地域住民に対して次の職務を行います。

・機構が取り組む年金記録問題への対応についての協力及び支援

・機構が実施する年金制度等に関する説明会及び普及啓発活動への協力

・機構が発出する各種通知やお知らせ等に関する説明及び相談

・各種届出手続きについての相談及び助言並びに適切な届出の励行

・前各号に掲げるものの他、政府管掌年金事業の推進に必要な活動

○ 「職域型」の年金委員は、厚生年金保険の適用事業所に設置されており、設置数は常時300人未満の被保険者を使用する適用事業所については１名以上、常時300人以上の被保険者を使用する適用事業所については２名以上としています。なお、任期はありません。

○ 「地域型」の年金委員は、市町村または各種団体から推薦があった者について委嘱を行っています。なお、任期は３年です。

②業務実績

令和７年３月末現在における年金委員数は、次のとおりです。

県名	年金事務所名	職域型	地域型	計
徳島県	徳島北	600人	60人	1,537人
	徳島南	678人		
	阿波半田	199人		
香川県	高松西	873人	126人	2,966人
	高松東	1,036人		
	善通寺	931人		
愛媛県	松山西	738人	124人	2,786人
	松山東	474人		
	新居浜	622人		
	今　治	438人		
	宇和島	390人		
高知県	高知東	411人	39人	1,354人
	高知西	447人		
	南　国	252人		
	幡　多	205人		
計		8,294人	349人	8,643人

令和６年度における年金委員功労者厚生労働大臣表彰は、次のとおりです。

県名	年金事務所名	表彰者数	備考
徳島県	徳島北	1名	職域型
香川県	高松東	1名	職域型
	高松西	1名	職域型
愛媛県	松山西	1名	職域型
高知県	高知東	1名	職域型
計		5名	

（１２）学生納付特例事務法人の指定及び監督

①業務概要

20歳以上の大学生等の方は、国民年金に加入する義務がありますが、所得のない方が保険料を納付できずに、将来、年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受け取ることができなくなること等を防止するため、ご本人からの申請により国民年金保険料の納付が一定期間猶予される「学生納付特例制度」があります。

この制度を活用するためにできるだけ申請のしやすい環境整備を行い、大学等が学生からの申請を代行できる「学生納付特例事務法人」の指定を行っています。

四国厚生支局では、次の業務を行っています。

・学生納付特例事務法人の指定及び指定の取消に係る審査及び決定
・学生納付特例事務法人への改善命令
・学生納付特例事務法人制度の普及・推進

②業務実績

令和６年度は、毎年11月の「ねんきん月間」に合わせ10月に管内275校に対して、「学生納付特例事務法人」の指定受諾に関する協力依頼、「学生納付特例制度」等の公的年金制度の周知依頼及び機構職員による「年金セミナー」実施に関する協力依頼の通知等を　行っています。令和７年３月末現在における学生納付特例事務法人数は、次のとおりです。

県名	事務法人		事務取扱教育施設
	法人	指定校	
徳島県	3法人	3校	1施設
香川県	5法人	5校	1施設
愛媛県	7法人	10校	0施設
高知県	9法人	12校	4施設
計	24法人	30校	6施設

※「事務法人」の「指定校」は法人が設立する大学、専門学校等であり、「事務取扱教育施設」とは国又は地方公共団体が設置する県立学校等である。

（１３）保険料納付確認団体の指定及び監督

〇業務概要

同種の事業や業務に従事する国民年金の被保険者を構成員とする団体等が、国民年金の被保険者である構成員の委託に基づき、構成員の国民年金保険料の納付状況を確認できる「保険料納付確認団体制度」があり、厚生労働大臣（地方厚生（支）局長に委任）が指定を行っています。

この制度は、団体等が年金受給権を確保することが目的であり、団体等が構成員へ国民年金保険料の納付状況を通知するとともに、未納であれば自主的な納付を促すものです。

（１４）機構との協力・連携

①業務概要

機構が行う年金事業が適正かつ円滑に運営されるよう、機構との情報交換や共有化、また、公的年金制度の啓発・普及を目的とした地域年金展開事業の協力・連携を行っています。

②業務実績

公的年金制度関係の最近の動向や四国厚生支局及び機構の四国管内の業務状況などについて情報及び意見交換を行いました。また、地域年金展開事業への支援を行いました。

・機構との事務打合せ会の実施
・地域年金事業運営調整会議（各県代表年金事務所主催）への参加

・地域年金展開事業の実施に関する協力・連携（管内の大学等に対する年金制度周知パンフレットの送付、「ねんきん月間」等における公的年金制度周知等）

４　年金審査課

（１）年金記録の訂正請求に関する調査

①業務概要

日本年金機構年金事務所段階で訂正できない年金記録の訂正請求事案について、様々な関連資料や周辺事情などを幅広く詳細に調査し、中国四国地方年金記録訂正審議会の答申に基づき、年金記録の訂正・不訂正を決定しています。

②業務実績

令和６年度における訂正請求の受付・処理状況は、次のとおりです。

	国民年金	厚生年金保険	計
受付件数	3件	(0)　119件	122件
処理件数	7件	(0)　117件	124件
四国厚生支局で処理	6件	(0)　12件	18件
訂正決定	0件	(0)　7件	7件
不訂正決定	5件	(0)　5件	10件
請求却下	1件	(0)　0件	1件
日本年金機構で記録訂正	0件	(0)　99件	99件
訂正請求の取下げ等	1件	(0)　6件	7件

※（　）内は、脱退手当金の件数を再掲したものです。訂正決定の件数は、請求期間の一部について訂正決定した事案を含みます。

（２）中国四国地方年金記録訂正審議会四国担当部会の運営

〇業務概要

中国四国地方年金記録訂正審議会は、年金記録の訂正請求事案のうち、年金事務所段階で訂正できない請求事案について中立的な立場で公平・公正な判断を行うため、中国四国厚生局に設置されています。

同審議会には四国を担当する部会が置かれ、弁護士、社会保険労務士、税理士などの有識者が、一つ一つの請求事案について、年金記録を訂正すべきかどうかを中立的な立場で審議して判断します。

四国厚生支局では部会の運営をはじめ、委員に関する庶務等を行っています。

５　健康福祉課

（１）各種養成施設等の指定及び監督

①業務概要

国民の健康や安全な生活の維持向上を図ることを目的として、一定の資格を有する人材を育成する厚生労働省所管の各種養成施設等について、新規の指定（認定）及び変更等の申請を受理し、審査を行うとともに、既指定（認定）の養成施設等について、指定（認定）規則及び指導要領に適合した運営、教育がなされるよう、指導・監督を行っています。

令和７年３月末現在の各種養成施設等の指定（認定）状況は、次のとおりです。

施設種別	課程（施設）数
管理栄養士養成施設	5　(5)
栄養士養成施設	5　(5)
科目確認大学等（社会福祉士）	10　(9)
介護福祉士養成学校	4　(4)
福祉系高等学校等	4　(4)
あ・は・き養成施設	1　(1)
計	29（28）

※管理栄養士の５養成施設は栄養士の資格も得られます。
※「あ・は・き養成施設」とはあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師養成施設を略したもの。

②業務実績

令和６年度における指定等及び指導監督の業務実績は、次のとおりです。

【指定等に関する事務】　（単位：施設）

養成施設等の種別	指定	取消（廃止）	変更承認	変更届	報告書
管理栄養士養成施設	0	0	0	0	5
栄養士養成施設	0	0	1	0	5
科目確認大学等（社会福祉士）	0	0	0	23	
介護福祉士養成学校	0	0	0	9	4
福祉系高等学校等	0	0	0	10	4
あ・は・き養成施設	0	0	0	0	1
計	0	0	1	42	19

※「指定」は，令和６年度中に指定手続きが終了した養成施設の数。
※「変更承認」は学則（修業年限、養成課程、定員、学級数）、校舎の用途、面積、配置図等の変更する場合で、「変更届」は設置者、名称、住所、学則（変更承認以外）、専任教員に関する事項、実習施設等に関する事項について変更する場合に提出。「報告書」については年に１度の学生数等の報告である。

【指導監督に関する業務】

養成施設等の種別	対象 施設数	実施 施設数
管理栄養士養成施設	5	0
栄養士養成施設	5	2
介護福祉士養成学校	4	1
福祉系高等学校等	4	1
あ・は・き養成施設	1	0
計	19	4

（２）補助金の交付

①業務概要

地方公共団体を交付対象とする補助金等の執行事務のうち、結核医療費負担金や地方公共団体が整備する社会福祉施設、保健衛生施設及び子ども・子育て支援施設の施設・設備費の交付決定などの執行業務を行っています。

また、補助金等の交付を受けて取得した財産を交付の目的に反して使用する等の処分を行うにあたっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づく厚生労働大臣の承認が必要とされており、四国厚生支局では、補助金等で整備した施設・設備に関する財産処分の承認審査を行っています。

②業務実績

令和６年度における業務実績は、次のとおりです。

【補助金等の交付】　（単位：円）

補助金等名称	交付目的	交付決定額
結核医療費負担金	都道府県、保健所を設置する政令市及び特別区が行う従業禁止・命令入所患者に対する医療に要する費用の一部を負担する	48,751,554
結核医療費補助金	都道府県、保健所を設置する政令市及び特別区が行う一般患者に対する医療に要する費用等の一部を補助する	3,415,383
原爆被爆者健康診断費交付金	都道府県、広島市及び長崎市が行う原爆被爆者の健康診断に要する費用並びに被爆者健康手帳の交付に要する費用を交付する	5,615,281
原爆被爆者手当交付金	都道府県、広島市及び長崎市が行う医療特別手当、特別手当、健康管理手当、保健手当並びに原子爆弾小頭症手当の支給に要する費用並びに事務の処理に要する費用を交付する	303,761,379

補助金等名称	交付目的	交付決定額
原爆被爆者葬祭料交付金	都道府県、広島市及び長崎市が行う原爆被爆者葬祭料支給事業に要する費用並びに事務の処理に要する費用を交付する	23,886,978
児童扶養手当給付費負担金	都道府県知事等が行う児童扶養手当の支給に要する費用の一部を負担することにより、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、もって児童の福祉の増進を図る	5,094,129,324
児童入所施設措置費等負担金	児童入所施設への児童等の入所後の保護又は委託後の養育につき、児童福祉施設最低基準を維持するために要する費用として、地方公共団体の支弁した経費に対し、国が負担する	5,395,083,870
特別児童扶養手当事務取扱交付金	都道府県知事又は市町村長が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づいて特別児童扶養手当の支給事務を行うための経費を交付する	38,695,760
特別障害者手当等給付費負担金	都道府県市が行う特別障害者手当、障害児福祉手当等の支給に要する費用の一部を負担することにより、精神又は身体に重度の障害を有する者の福祉の増進を図る	1,394,290,301
女性保護事業費負担金	法に基づき、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図ること及び「配偶者暴力防止法」に基づき配偶者からの暴力被害者である女性の保護等を目的とする	43,013,172
女性相談支援センター運営費負担金		461,261
女性自立支援事業費補助金		29,872,820
子どものための教育・保育給付交付金	子ども・子育て支援法第68条第１項の規定に基づき、市町村が支弁する施設型給付費等の支給に要する費用の一部を負担することにより、子どもが健やかに成長するように支援することを目的とする	41,864,859,684
子どものための教育・保育給付費補助金	子ども・子育て支援法附則第14条第３項の規定に基づき、「認可化移行運営費支援事業」等の実施に要する経費に対し補助金を交付し、もって待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うことを目的とする	0
子育てのための施設等利用給付交付金	子ども・子育て支援法第68条第２項の規定に基づき、市町村が支弁する施設等利用費の支給に要する費用の一部を負担することにより、子どもが健やかに成長す	1,098,562,715

補助金等名称	交付目的	交付決定額
	るように支援すること及び子どもの保護者の経済的負担を軽減することを目的とする	
子ども・子育て支援交付金	子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき市町村が策定する市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく措置のうち、同法59条に規定する地域子ども・子育て支援事業に要する経費に充てるため交付することにより、子ども・子育て支援の着実な推進を図ることを目的とする	5,574,002,000
子ども・子育て支援施設整備交付金	子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき市町村が策定する市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく放課後児童クラブ及び病児保育事業を実施するための施設の整備を促進することにより、放課後児童対策及び病児保育事業の推進を図ることを目的とする	134,289,000
保健衛生施設等施設整備費補助金	農村検診センター、特定感染症指定医療機関施設等の施設・設備を整備し、地域住民の健康増進並びに疾病の予防及び治療を行い、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的とする	4,000,000
保健衛生施設等設備整備費補助金		11,035,000
保健衛生施設等災害復旧費補助金	災害により被害を受け、その災害復旧に関し、厚生労働大臣と協議して承認を得た施設の災害復旧事業に要する費用等の一部を補助する	0
社会福祉施設等施設整備費補助金	社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的とする	544,568,000
社会福祉施設等災害復旧費補助金	社会福祉法人等が整備した施設であって、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により被害を受けた施設の災害復旧に関し、厚生労働大臣等に協議して承認を得た災害復旧事業に要する費用の一部を補助することにより、災害の速やかな復旧を図り、もって施設入所者等の福祉を確保することを目的とする	0
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律第4条に基づき、市町村が作成した市町村整備計画に基づく事業又は事務の実施に要する経費に充てるため、市町村に交付することにより、地域における公的介護施設等の施設及び設備等の整備事業を推進することを目的とする	458,229,000

補助金等名称	交付目的	交付決定額
児童福祉施設等災害復旧費補助金	社会福祉法人等が整備した施設であって、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により被害を受けた施設の災害復旧に関し、こども家庭庁長官に協議して承認を得た災害復旧事業に要する費用の一部を補助することにより、災害の速やかな復旧を図り、もつて施設入所者等の福祉を確保することを目的とする。	4,203,000
次世代育成支援対策施設整備交付金	次世代育成支援対策推進法第11条第1項に規定する交付金に関する省令第1条第2項に規定する施設の新設、修理、改造、拡張又は整備に要する費用の一部に充てるために、国が交付する交付金であり、もって、次世代育成支援対策を推進することを目的とする	555,926,000
就学前教育・保育施設整備交付金	保育所等の新設、修理、改造又は整備に要する経費並びに防音壁の整備及び防犯対策の強化に係る整備に要する経費の一部に充てるために国が交付する交付金であり、もって、こどもを安心して育てることが出来る体制の整備を促進することを目的とする	838,547,000

【財産処分の承認等】

区分	処理件数
財産処分承認申請	13件
包括承認事項における財産処分報告の受理	16件
計	29件

（３）医療安全の普及・啓発

①業務概要

厚生労働省では医療の安全に関する取り組みの普及及び啓発に関する業務を所管し、毎年１１月２５日を含む１週間を「医療安全推進週間」と位置づけ医療安全対策の推進を図っています。

四国厚生支局では、医療機関の管理者等の資質の向上を図るため、医療安全対策に関する知識等の習得等を行う「医療安全セミナー」を開催しています。

②業務実績

令和６年度においては、グループワーク形式で実施する「ワークショップ」をオンライン形式により開催しました。

テーマ「医療事故調査制度 ～院内調査の進め方～」
開催方法　オンライン形式（Zoom）

実施年月日　令和６年12月17日（火）
対象者
【講演】
（１）　四国４県の医療機関において勤務する職員
【グループワーク】
（１）　四国４県の医療機関において、医療安全管理体制の中心的な役割を担う以下の者
①　管理者（医療機関における管理者）
②　医療安全管理者（医療機関全体の安全管理を担当する実務者。専任、兼任は問わない。）
③　②以外で医療安全に関する業務に従事する者
（２）　四国４県、保健所設置市において、医療安全に関わっている者
（ただし、（１）の者を優先する。）
参加人数
【講演】　65機関（医療機関及び行政機関）
【グループワーク】　35名（徳島県９名、香川県５名、愛媛県16名、高知県５名）

プログラム	担当講師等
講演 「医療安全事故調査制度　～院内調査の進め方～」	講師：鈴木　純 特任教授 愛媛大学医学部附属病院 副病院長　兼　医療残全管理責任者
グループワーク テーマ① 「診療行為の点検」 テーマ② 「事前的評価視点を用いた評価」 テーマ③ 「総括の作成」 ４グループ （１グループ８人～９人）	ファシリテーター：４名 鈴木　純　医師 （副病院長 兼 医療安全管理責任者） 大下　宗亮　医師 （医療安全管理部　副部長） 三好　祐子　看護師 （医療安全管理部　副部長） 安永　大輝　薬剤師 （ゼネラルリスクマネージャー）
各グループの発表（各グループ 10 分）	
まとめ	講師：鈴木　純 特任教授 愛媛大学医学部附属病院 副病院長　兼　医療安全管理責任者

（４）民生委員及び児童委員の委嘱

①業務概要

民生委員は、都道府県知事（指定都市、中核市の長を含む。以下同じ。）の推薦によって厚

生労働大臣が委嘱し、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ必要な援助を行い、さらに福祉事務所等関係行政機関に対する協力など社会福祉の増進に努めています。

また、民生委員は、児童委員を兼務することとされています。児童委員のうち主任児童委員は、都道府県知事の推薦によって厚生労働大臣が指名し、児童の福祉に関する児童相談所等関係行政機関と児童委員との連絡調整や児童委員の活動に対する援助を行っています。

民生委員及び児童委員の任期は３年とされており、３年ごとに一斉改選（直近の改選は令和４年 12 月１日に行われ、任期は令和７年 11 月 30 日まで）が行われています。

四国厚生支局では、民生委員及び児童委員の委嘱・解嘱、主任児童委員の指名並びに厚生労働大臣表彰状及び感謝状の授与などの業務を行っています。

令和７年３月末現在の四国厚生支局管内の民生委員数は、次のとおりです。

（単位：人）

県・市		民生委員数	主任児童委員数
県	徳島県	1,820	182
	香川県	1,174	145
	愛媛県	2,334	293
	高知県	1,525	133
中核市	高松市	766	83
	松山市	898	87
	高知市	627	54
計		9,144	977

②業務実績

令和６年度における民生委員・児童委員の委嘱等の業務実績は、次のとおりです。

区分	処理件数
民生委員・児童委員の委嘱	185件
民生委員・児童委員の解嘱	181件
主任児童委員の指名	17件
厚生労働大臣表彰状の授与	19件
厚生労働大臣特別表彰の授与	2件
厚生労働大臣感謝状の授与	75件

（５）医師少数区域等で勤務した医師を認定する制度

①制度概要

医師少数区域等における勤務の促進のため、医師少数区域等に一定期間（６か月以上）勤務し、その中で医師少数区域等における医療の提供のために必要な業務を行った方を厚生労働大臣が認定する制度です。

なお、認定を受けた医師は、地域支援病院の管理者になることができるほか、その医師が在籍する病院等において、医師少数区域等で勤務する医師の質の向上のための研修費用や書籍の購入など経済的支援を補助金により受けることができます。

②業務概要

認定を受けたい医師自らが、個々の患者の生活背景を考慮し、幅広い病態に対応する継続的な診療や保健指導、他の医療機関や、介護・福祉事業者等との連携、地域住民に対する健康診査や保健指導等の地域保健活動の実績を届け出ていただき、四国厚生支局で申請書を審査し医師少数区域等における医療に関する経験を認定します。

③業務実績

令和６年度における認定状況は、次のとおりです。

内容	件数
医師少数区域等で勤務した医師の認定	14 件

６　地域包括ケア推進課

（１）地域包括ケアシステムの構築支援に関する企画・立案、総合調整

①業務概要

団塊の世代（約 800 万人）が 75 歳以上となる 2025 年（令和 7 年）以降は、国民の医療や介護の需要が、さらに増加することが見込まれています。このため、厚生労働省においては、2025 年（令和 7 年）を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）構築を推進しています。

当課では、この地域包括ケアシステムの構築の支援のため、県と連携しつつ、市町村における取組を推進・支援しています。具体的には、支援方策を検討するための四国厚生支局地域包括ケア推進本部の設置・運営や、県・市町村・学識経験者等の関係者との意見交換会を開催しています。

②業務実績

令和６年度における地域包括ケア推進本部会議、フォーラム等の開催状況及び視察の実績は、次のとおりです。

【地域包括ケア推進本部会議の開催状況】

開催	会議内容
令和７年３月18日（火）	・令和６年度の業務実績について ・令和７年度の業務計画について ・講演　「災害時でも誰一人取り残さないための取組　～避難行動要支援者対策と災害ケースマネジメント～ 」 ・各県令和６年度新規事業等報告

◆四国厚生支局地域包括ケア推進本部の概要

・設置目的：四国厚生支局管轄区域内における地域包括ケアシステムの構築を推進するため、県及び市町村等に対する必要な支援について協議するとともに、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの構築に資する具体的な支援を実施します。

・組　　織：本部長、副本部長、本部員、参与

四国厚生支局として総合的に支援等を協議･実施するため、支局長を本部長、次長を副本部長、支局内関係課所長を本部員として設置。

本部員は、指導総括管理官、総務課長、企画調整課長、健康福祉課長、管理課長、調査課長、徳島事務所長、愛媛事務所長、高知事務所長、地域包括ケア推進課長、地域包括ケア推進課長補佐、地域包括ケア推進官、地域支援事業係長、その他本部長が必要と認めた者。

参与として、地域包括ケア関係の専門家及び地方自治体課室長。

【フォーラム等の開催状況】

ア．令和６年度認知症セミナー

日　　時：令和６年７月９日（火）13：00～

場　　所：会場参集（e-とぴあ・かがわ）及びオンライン開催（Zoom ウェビナー）

参 加 者：県及び市町村認知症施策担当職員、認知症疾患医療センター職員、若年性認知症支援コーディネーター、地域包括支援センター職員、認知症地域支援推進員、認知症の人と家族の会等

参加人数：約 800 名

イ．令和６年度居住支援セミナー

日　　時：令和６年 12 月 16 日（月）13：30～

場　　所：会場参集（高松サンポート合同庁舎　南館１階　南 101 大会議室）及びオンライン開催（Zoom 会議）

参 加 者：四国管内の市町村介護保険主管課担当者及び住宅部局担当者並びに居住支援に関心のある団体担当者等

参加人数：80 名

ウ．国の地方支分部局職員を対象とした認知症サポーター養成講座

日　　時：令和６年 11 月 29 日（金）14：00～

場　　所：徳島第２地方合同庁舎２階　共用第１会議室

参 加 者：徳島市に所在する国の地方支分部局職員等

参加人数：18 名　　※徳島事務所主催

エ．国の地方支分部局職員を対象とした認知症サポーター養成講座

日　　時：令和６年 12 月３日（火）13：30～

場　　所：高松サンポート合同庁舎　南館１階　南 101 大会議室

参 加 者：高松市に所在する国の地方支分部局職員等

参加人数：53 名

オ．国の地方支分部局職員を対象とした認知症サポーター養成講座

日　　時：令和６年 12 月６日（金）14：00～

場　　所：四国森林管理局庁舎　２階大会議室

参 加 者：高知市に所在する国の地方支分部局職員等

参加人数：19 名　　※高知事務所主催

カ．国の地方支分部局職員を対象とした認知症サポーター養成講座

日　　時：令和６年 12 月 18 日（水）14：00～

場　　所：松山地方合同庁舎　６階共用会議室

参 加 者：松山市に所在する国の地方支分部局職員等

参加人数：33 名　　※愛媛事務所主催

【地域包括ケアシステム構築に関する情報収集等のための視察】

視察先	実施日
ハツラッツ（高知県仁淀川町）	令和７年１月 23 日（木）
いの町あったかふれあいセンター（高知県いの町）	令和７年１月 24 日（金）

（２）地域包括ケアシステムの普及・啓発

①業務概要

地域包括ケアシステムに関する施策について、厚生労働省老健局と連携を図りながら、都道府県等が行う取組との関係に留意しつつ、講演の実施、関係行事への積極的な参加等、これら施策の普及・啓発に資する取組を行います。

あわせて、厚生労働省老健局が地方厚生（支）局の区域等ごとにブロック会議、研修会等を開催する場合においては、その企画立案段階から協力するとともに、開催のための連絡調整、資料作成、運営等を行います。

また、四国厚生支局ホームページを活用し、地域包括ケアシステム関係情報について広く情報提供を行うとともに、四国厚生支局管内各自治体と情報共有を行っています。

②業務実績

認知症施策に関する中国四国厚生局・四国厚生支局管内ブロック会議は、令和６年７月９日（火）に開催しました。

（３）地域支援事業の助言・支援

①業務概要

管内市町村の地域支援事業の取り組み状況や好事例を把握するとともに、分析及びその結果を踏まえた情報共有や助言及び連携を図るため、事例発表や意見交換を行うセミナー等に参加しています。

②業務実績

令和６年度における県等主催のセミナー等への参加実績は、次のとおりです。

名称	主催	場所/参加形態	実施日
第２回ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会	厚生労働省	Web	R6.5.9
高知家健康会議 2024	高知県	高知会館	R6.5.23
一体的実施に係る事務に関する担当者研修（第１回交付基準について）	厚生労働省	Web	R6.5.23
令和６年度地域包括支援センター等新任職員研修（前半）	香川県	香川用水資料館（高松市）	R6.6.3
令和６年度地域包括ケア推進課若手研修会	厚生労働省	厚生労働省（東京）	R6.6.6～R6.6.7
令和６年度地域包括支援センター等新任職員研修（後半）	香川県	香川用水資料館（高松市）	R6.6.10
一体的実施に係る事務に関する担当者研修（第２回実績報告の審査方法）	厚生労働省	Web	R6.6.21
居住支援強化等のための生活困窮者自立支援制度等の見直しに関する説明会	厚生労働省	Web	R6.6.26
一体的実施に係る事務に関する担当者研修（第３回交付申請の審査方法）	厚生労働省	Web	R6.6.28
地域包括ケアシステム構築支援セミナー	愛媛県	愛媛県林業会館	R6.7.4

近畿ブロック地域包括ケア推進セミナー	近畿厚生局（厚生労働省）	Web	R6.7.5
令和６年度高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進に向けた研修会	国民健康保険中央会	Web	R6.7.5～R6.8.2
地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた広報・伴走支援を行う地域づくり加速化事業　第１回運営委員会	株式会社日本能率協会総合研究所	Web	R6.7.19
在宅医療・介護連携推進支援事業　第２回研修 WG	株式会社日本能率協会総合研究所	Web	R6.7.23
地域づくり加速化事業　支援者向け研修会	株式会社日本能率協会総合研究所	Web	R6.7.29
地域支援事業の要綱等改正の厚生局向け説明会	厚生労働省	Web	R6.7.29
令和６年度居住支援協議会第１回定期総会	高知県居住支援協議会	Web	R6.7.30
令和６年度高齢者住まい・生活支援伴走支援事業キックオフミーティング	株式会社日本能率協会総合研究所	Web	R6.7.31
地域づくり加速化事業　オリエンテーション	株式会社日本能率協会総合研究所	Web	R6.8.1
ICT 技術勉強会（セミナー）『ROS（Robot Operating System）～OSS 産業利用への挑戦～』	総務省四国総合通信局	Web	R6.8.1
地域医療総合確保基金（施設分）本省ヒアリング	厚生労働省	Web	R6.8.7
徳島県介護予防従事者研修会	徳島県	Web	R6.8.27
令和６年度都道府県ブロック会議	厚生労働省	サンポート合同庁舎南 102 小会議室	R6.8.28
第４回 ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会	厚生労働省	Web	R6.9.5
現地視察「あやがわ移動スーパー E-Wa」等	綾川町	東分地域交流館	R6.9.6
令和６年度改正住宅セーフティネット法等に関する全国説明会	国土交通省	Web	R6.9.11
令和６ 年度中国５県地域包括ケアシステム推進セミナー	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、中国四国厚生局	Web	R6.9.13
宇和島市　居住支援協議会設立に向けた勉強会	宇和島市	Web	R6.9.26
令和６年度市町村セミナー第 176 回	厚生労働省	Web	R6.10.4
包括的居住支援の確立及び実現に向けた調査研究 第１回公開研究会　「住宅の包括性と施設」	全国居住支援法人協議会	Web	R6.10.8
令和６年度高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る支援者 研修会	厚生労働省・公益社団法人 国民健康保険中央会	Web	R6.11.8
2024 年度居住支援研修会（第１回）	全国居住支援法人協議会	Web	R6.11.8
居住支援法人等との意見交換会	法務省高松矯正管区	高知刑務所	R6.11.18
2024 年度居住支援研修会（第２回）	全国居住支援法人協議会	Web	R6.11.21

令和６年度　小豆管内地域保健関係職員等研修会	香川県	小図総合事務所	R6.11.26
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施意見交換会	香川広域連合	香川県自治会館	R6.11.28
2024 年度居住支援研修会（第３回）	全国居住支援法人協議会	Web	R6.12.2
香川県地域両立支援推進チーム連絡会・長期療養者就職支援担当者連絡協議会	香川労働局	アイホール	R6.12.9
香川県地域包括ケアシステム学会　第７回学術集会	香川県地域包括ケアシステム学会	レクザムホール	R6.12.15
2024 年度居住支援研修会（第４回）	全国居住支援法人協議会	Web	R6.12.18
共創型官民連携の最前線×ガバメントピッチ 2024	関東経済産業局	Web	R6.12.24
令和６年度介護保険における保険者機能強化支援のための都道府県職員研修	国立保健医療科学院	Web	R7.1.20～R7.1.24
令和６年度市町村セミナー第 178 回	厚生労働省	Web	R6.1.31
令和６年度中国・四国ブロック刑務所出所者等に対する福祉支援に係る協議会	四国地方更生保護委員会	高松法務合同庁舎６階	R7.2.27
令和６年度市町村セミナー第 179 回	厚生労働省	Web	R7.2.28
令和６年度介護予防・日常生活支援総合事業 研修会	香川県	香川用水記念会館	R7.3.10
令和６年度居住支援サミット	厚生労働省・国土交通省共催	Web	R7.3.12

（４）認知症施策の普及・啓発、各種事業の助言・支援

①業務概要

令和５年６月に公布された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づき、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するため、講演実施や関係行事へ参加し、普及・啓発に関する取組を行うとともに、介護保険法の地域支援事業において、包括的支援事業として位置づけられている認知症初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員に関する事業の実施状況の把握、助言、支援等を行っています。

②業務実績

若年性認知症施策担当者等会議は令和７年２月３日（月）に開催しました。
また、県等主催のセミナー等への参加実績は、次のとおりです。

名称	主催	場所/参加形態	実施日
山口県オレンジパワー活用セミナー	山口県	Web	R6.6.28
認知症サポート医フォローアップ研修会	香川県医師会	ホテルパールガーデン	R6.10.27

愛媛県認知症施策市町連携会議	愛媛県	愛媛県生活文化センター	R6.11.20
令和６年度かかりつけ医認知症対応力向上研修会	香川県医師会	リーガホテルゼスト高松	R6.11.24
令和６年度香川県チームオレンジ情報交換会	香川県	サンポートホール高松	R6.12.11
令和６年度チームオレンジ研修	高知県	高知市文化プラザかるぽーと	R7.2.5

◆共生社会の実現を推進するための認知症基本法の概要

【目的】

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進していく。

【基本理念】

認知症施策は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、①～⑦を基本理念として行う。

① 全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる。

② 国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい知識を深めることができる。

③ 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるとともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができる。

④ 認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供される。

⑤ 認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができる。

⑥ 共生社会の実現に資する研究等を推進するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他の事項に関する科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備。

⑦ 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行われる。

（５）地域支援事業交付金や地域医療介護総合確保基金（介護分）の執行

①業務概要

地域支援事業交付金は、市町村が地域支援事業として、被保険者が要介護状態または要支援状態となることを予防し、社会に参加しつつ、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進するために交付するもので、内示額決定のための事前協議など執行業務等を行っています。

地域医療介護総合確保基金（介護分）は、地域の実情に応じた介護従事者の確保対策を支援するため、都道府県計画を踏まえて実施される「参入促進」、「資質向上」、「労働環境･処遇の改善」に資する事業の支援、いわゆる「介護人材分」と、地域包括ケアシステムの構築に向けて、都道府県計画に基づき、「地域密着型サービス施設等の整備」、「介護施設の開設準備軽費等」、「特養多床室のプライバシー保護のための改修等」、地域の実情に応じた介護サービス体制の整備を促進するための支援、いわゆる「施設整備分」について、翌年度の所要額調査等を行っています。

②業務実績

令和６年度における業務実績は、次のとおりです。

【地域支援事業交付金】

業務内容	実施時期
令和５年度実績報告取りまとめ	８月
令和６年度事前協議書取りまとめ	９月
令和６年度交付申請書取りまとめ	３月

【地域医療介護総合確保基金（介護分）】

業務内容	実施時期
都道府県ヒアリング（介護分）	―

（６）介護保険事業（支援）計画に関する助言・支援

①業務概要

介護保険法第 116 条の国の基本指針に基づき、市町村は法第 117 条第１項、都道府県は法第 118 条第１項に基づき、３年を１期（令和６～８年度）とする第９期介護保険事業（支援）計画を定めることとされています。

これらの計画作成に関する進捗状況、作成に当たっての課題等について、老健局と連携を図りながら、管内の県を通じて把握し、課題のある市町村及び県に関しては当該県に対して必要な助言及び支援を行います。

また、第９期介護保険事業（支援）計画に関し、四国厚生支局管内の各県による計画の作成状況及び市町村支援の状況を確認するため、ヒアリングを実施しています。ヒアリングの際に、第９期介護保険事業（支援）計画の作成状況についての進捗及び意見聴取を行いました。

②業務実績

令和６年度における各県へのヒアリング実績は、次のとおりです。

県名	実施日
徳島県	令和 6 年 10 月 21 日（月）
香川県	令和 6 年 10 月 28 日（月）
愛媛県	令和 6 年 10 月 21 日（月）
高知県	令和 6 年 10 月 21 日（月）

7　保険年金課

（１）健康保険組合に対する認可・指導監督

①業務概要

健康保険組合は、健康保険法に基づき国の健康保険事業を代行する公法人です。

四国厚生支局では、健康保険事業を運営している健康保険組合の指導監督及び健康保険組合に対する規約変更の認可等を行っています。

また、健康保険組合の設立・解散及び合併等の事務指導を行っています。

◆健康保険組合の状況（令和７年３月末現在）

○健康保険組合数　　23 組合
○被保険者数　　約 9.6 万人

②業務実績

令和６年度は、５組合を対象に実地監査を行いました。

令和６年度における申請書等の処理件数は、次のとおりです。

（単位：件）

区分	規約改正等の認可	届出等の受理	大臣への提出書類の経由	公法人証明、印鑑証明等
健康保険組合	15	114	281	29

（２）全国健康保険協会支部に対する認可・質問検査

①業務概要

中小企業等のサラリーマン等が加入する健康保険は、全国健康保険協会が運営しており、都道府県ごとに 47 の支部が設置されています。

四国厚生支局では、四国管内に所在する４支部への質問検査及び立入検査に係る認可等を行っています。

②業務実績

令和６年度は、全国健康保険協会支部の１支部について保険者機能の強化の観点から立入検査を行いました。

令和６年度における申請書等の処理件数は、次のとおりです。

（単位：件）

区分	立入検査等の認可
全国健康保険協会	0

（３）確定給付企業年金、確定拠出年金（企業型年金）に対する認可・指導監督

①業務概要

確定給付企業年金は、労使合意の年金規約に基づき、事業所と信託会社・生保会社等が契約を結び、母体企業の外で年金資産を管理・運用し年金給付を行う「規約型」と、母体企業とは別の法人格をもった基金を設立したうえで、基金において年金資産を管理・運用し年金給付を行う「基金型」があります。

確定拠出年金は、個人又は事業主が拠出した資金を個人が自己責任において運用の指図を行い高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができるようにするための制度です。

四国厚生支局では、確定給付企業年金、確定拠出年金（企業型年金）に係る認可、承認及び指導監督等を行っています。

◆承認規約数の状況（令和７年３月末現在）

○確定給付企業年金（基金型を含む。）　293 規約
○確定拠出年金（企業型年金）　134 規約

②業務実績

令和６年度は、確定給付企業年金（基金型を含む。）の監査について、書面監査 62 件を行いました。

令和６年度における申請書等の処理件数は、次のとおりです。

（単位：件）

区分	規約(改正を含む)の承認等	届出等の受理	大臣への提出書類の経由	公法人証明、印鑑証明等
確定給付企業年金	25	463	30	45
確定拠出年金	54	377		

８　管理課

（１）国民健康保険の保険者等に対する助言・指導監督

①制度概要

国民健康保険は、自営業者等他の医療保険制度（被用者保険、後期高齢者医療制度）に加入していない者を被保険者とし、疾病、負傷、出産又は死亡に関する給付を行う制度です。都道府県及び市町村（特別区を含む）が保険者となる市町村国保と、業種ごとに組織される国民健康保険組合から構成されております。また、国民健康保険団体連合会は、都道府県及び市町村並びに国民健康保険組合が共同で事務を行うため都道府県単位で設立された団体であり、診療報酬の審査及び支払事務などを実施しています。

②業務概要

四国厚生支局管内の国民健康保険の保険者等に対し、国民健康保険事業の適正かつ安定的運営の確保を図り、保険財政の健全化、医療費の適正化及び保健事業の充実に努めるよう、指導監督を行っています。

③業務実績

令和６年度における業務実績は、次のとおりです。

（単位：件）

県	市町村	国保組合	国保連合会
4	4	0	2

④主な助言内容

・保険料等の収納対策の強化に関すること。
・特定健診の受診率向上に関すること。
・医療費適正化対策に関すること。

（２）後期高齢者医療制度に係る助言・指導監督

①制度概要

後期高齢者医療は、従来の老人保健制度に代わって、平成 20 年４月に創設された医療保険制度で、原則 75 歳以上の者を被保険者としています。制度の運営は都道府県ごとに全市町村が加入する後期高齢者医療広域連合が行っており、国民健康保険団体連合会は診療報酬の審査及び支払事務などを実施しています。

②業務概要

四国厚生支局管内の後期高齢者医療の保険者等に対し、後期高齢者医療事業の適正かつ安定的運営の確保を図り、保険財政の健全化及び医療費の適正化に努めるよう、指導監督を行っています。

③業務実績

令和６年度における業務実績は、次のとおりです。

（単位：件）

県	市町村	広域連合	国保連合会
4	4	4	2

④主な助言内容

・保険料等の収納対策の強化に関すること。

・健康診査の受診率向上に関すること。

（３）社会保険診療報酬支払基金審査委員会事務局の監督

①概要

社会保険診療報酬支払基金は、被用者保険に係る診療報酬の審査支払機関です。支払基金は、医療機関から請求された診療報酬（診療内容）が適正であるかどうかを審査した上で、保険者に請求を行います。保険者は、事業主と被保険者から納められた保険料により支払基金に診療報酬を払い込み、支払基金は、この診療報酬を毎月一定の期日までに医療機関に支払います。このように、医療費は、医療機関、保険者が個別にそれぞれの請求・支払を行うのではなく、支払基金という公的な機関を通して適正に審査され、支払われています。

②業務概要

四国厚生支局管内の社会保険診療報酬支払基金審査委員会事務局に対して、業務の適正かつ効率的な運営を確保することを目的として監査を実施しています。

③業務実績

令和６年度における業務実績は、次のとおりです。

（単位：件）

内容	件数
監査	2

９　医療課

（１）特定機能病院に対する立入検査

①制度概要

特定機能病院は、医療施設機能の体系化の一環として、高度な医療の提供、高度な医療技術の開発及び高度な医療に関する研修を実施する能力等を備えた病院について、厚生労働大臣から特定機能病院として承認を得た医療機関になります。四国管内において国の承認を得ている特定機能病院は、現在、各県の大学病院（４機関）になります。

なお、質の高い臨床研究を推進するため、国際水準の臨床研究や医師主導治験の中心的役割を担う病院を臨床研究中核病院として国が承認を行っておりますが、現在、四国管内に承認された医療機関はございません。

②業務概要

医療法第 25 条第３項の規定に基づき、特定機能病院が法令に規定された人員及び構造・設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか等について検査するため、特定機能病院に対する立入検査業務を行っています。主な検査項目は次のとおりです。

（立入検査の主な検査項目）

・医療の安全の確保について　・院内感染対策について　・医薬品に係る安全管理について
・医療機器に係る安全管理について　・平成 28 年改正省令事項
・平成 30 年改正省令事項　・令和３年改正省令事項　・職員健康診断
・特定機能病院の要件事項　・医療上の事故事例の対応状況について

③業務実績

令和６年度における業務実績については、４機関全て対面による検査を実施しました。

内容	件数
立入検査	４件

（２）保険医療機関等及び保険医等に対する指導監督

①制度概要

保険医療機関等若しくは保険医等に対する指導及び監査は、保険医療機関等における保険診療等について定められている「保険医療機関及び保険医療養担当規則」（保険薬局若しくは保険薬剤師の場合は、「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則」）を理解していただき、保険診療等の質的向上及び適正化を図ることを目的として、各種法令に基づき実施しています。

また、指定訪問看護事業者、柔道整復師及びはり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師についても同様に各種法令や通知に基づき実施しています。

②業務概要

保険医療機関等及び保険医等に対する指導監査業務について、香川県については指導監査課が担当し、徳島県、愛媛県及び高知県については、所在する県事務所が担当して実施していますが、案件によっては、当課と共同して指導監査業務を実施しています。

また、臨床研修指定病院、大学附属病院等の保険医療機関等に対して、厚生労働省、四国厚生支局及び県が共同して行う特定共同指導や共同指導を実施しています。

さらに、各県事務所等に対する連絡調整や業務指導・監督等を行い、当支局管内における指導監査業務の円滑な実施に努めています。

令和７年３月末現在の四国厚生支局管内における指定・登録等状況は、次のとおりです。

区分		機関数（登録人数）	備考
保険医療機関等	病院	441機関	歯科併設65機関含む
	医科診療所	2,574機関	歯科併設25機関含む
	歯科診療所	1,802機関	
	薬局	1,906機関	
保険医等	医師	15,407人	
	歯科医師	3,628人	
	薬剤師	11,541人	
指定訪問看護事業者		645機関	
柔道整復施術所		1,282機関	
はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ施術所		906機関	

③業務実績

令和６年度における特定共同指導・共同指導は、次のとおり実施しました。

内容	区分	機関数
特定共同	医科	１機関
共同指導	医科	１機関
	歯科	６機関
	薬局	２機関

１０　調査課

調査課は、保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師及び指定訪問看護事業者等の医療保険事業の療養担当者に係る情報の管理及び分析や四国厚生支局の医療指導部門の訴訟に係る業務の調整を行っています。

（１）保険医療機関等の情報の管理及び分析

〇業務概要

健康保険法に基づく保険医療機関、保険薬局及び指定訪問看護事業者の指定に係る情報や保険医療機関において診療に従事する保険医及び保険薬局において調剤に従事する保険薬剤師の登録に係る情報等を四国厚生支局のホームページに掲載しています。

また、個別指導において保険医療機関等に改善を求めた主な指摘事項についても、適正な保険診療、診療報酬の請求に役立てていただく目的から、ホームページへの掲載を行っています。

（２）保険医療機関等の情報公開

①業務概要

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（情報公開法）等に基づき、医療指導部門の保有する行政文書の開示請求について、対応を行っています。

②業務実績

令和６年度における開示請求の処理状況は、次のとおりです。

部門	件数
医療指導部門	27 件

（３）医療指導部門の訴訟に関する調整

①業務概要

国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律に基づき、四国厚生支局長が行った処分について、国を被告とする訴訟（医療指導部門に属するものに限る。）に係る業務の調整を行っています。

②業務実績

令和６年度には訴訟対応はありませんでした。

１１　指導監査課及び各県事務所

四国厚生支局管内４県について、香川県は指導監査課が、徳島県、愛媛県、高知県は各県事務所が保険医療機関等の指導などの業務を行っています。

（１）保険医療機関等及び保険医等に対する指導監査

①制度概要

ア　保険医療機関等に対する指導・監査

「保険医療機関及び保険医療養担当規則」等に定められている保険診療（保険調剤）の取扱い及び診療（調剤）報酬の請求等に関する事項について周知徹底し、保険診療（調剤）の質的向上及び適正化を図ることを目的として、健康保険法等の規定に基づき、保険医療機関、保険薬局、保険医及び保険薬剤師に対して指導を実施しています。

イ　指定訪問看護事業者、柔道整復師、はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師に対する指導・監査

「指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準」等に定められている指定訪問看護の取扱い及び訪問看護療養費の請求に関する事項について周知徹底し、指定訪問看護の質的向上及び適正化を図ることを目的として、健康保険法等の規定に基づき、指定訪問看護事業者、訪問看護ステーションの看護師等に対して指導を実施しています。

また、受領委任の取扱規程等に定められている保険施術の取扱い及び療養費の請求に関する事項について周知徹底し、保険施術の質的向上及び適正化を図ることを目的として、厚生労働大臣の通知に基づき、受領委任に係る登録等を受けた柔道整復師、はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師に対して指導を実施しています。

②業務概要

指導は次の形態により行っています。

ア　保険医療機関等に対する指導・監査

・集団指導＝保険医療機関等又は保険医等を対象にｅラーニング等で実施。
・集団的個別指導＝保険医療機関等を対象に講習会方式で実施。
・個別指導＝保険医療機関等を対象に個別面談方式で実施。
・新規個別指導＝新規指定の保険医療機関等を対象に個別面談方式で実施。

イ　指定訪問看護事業者、柔道整復師、はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師に対する指導・監査

・集団指導＝新規指定の指定訪問看護事業者、受領委任の取扱い等を承諾した柔道整復師、はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師を対象に講習会方式で実施。
・個別指導＝指導対象となる指定訪問看護事業者、柔道整復師、はり師、きゅう師、

あん摩マッサージ指圧師に対して個別面談方式で実施。

なお、診療内容や診療報酬・療養費の請求に不正又は著しい不当があったこと等により、監査を実施する場合がありますが、その監査の結果に基づき、必要に応じて保険医療機関・保険薬局、指定訪問看護事業者の指定の取消、保険医等の登録取消等及び柔道整復師、はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の受領委任の取扱いの中止等の行政上の措置を行います。

③業務実績

令和６年度における業務実績は、次のとおりです。

【保険医療機関等の指導状況】 （単位：件）

		新規 個別指導	集団指導	集団的 個別指導	個別指導
徳島県	医科・病院	0	12	7	3
	医科・診療所	5	108	40	6
	歯科	5	74	35	5
	薬局	5	82	30	7
香川県	医科・病院	0	13	7	2
	医科・診療所	5	129	47	7
	歯科	4	89	28	1
	薬局	9	94	41	8
愛媛県	医科・病院	0	33	10	2
	医科・診療所	8	173	63	13
	歯科	8	122	53	12
	薬局	11	114	50	15
高知県	医科・病院	0	12	10	1
	医科・診療所	6	83	24	5
	歯科	1	77	28	4
	薬局	8	70	31	5
計	医科・病院	0	70	34	8
	医科・診療所	24	493	174	31
	歯科	18	362	144	22
	薬局	33	360	152	35

【指定訪問看護事業者の指導状況】　　（単位：件）

	集団指導	個別指導
徳島県	11	0
香川県	18	0
愛媛県	22	0
高知県	20	0
計	71	0

【柔道整復師の指導状況】　　（単位：件）

	集団指導	個別指導
徳島県	11	0
香川県	21	0
愛媛県	13	0
高知県	5	0
計	50	0

【はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の指導状況】
（単位：件）

	集団指導	個別指導
徳島県	7	0
香川県	16	0
愛媛県	13	0
高知県	4	0
計	40	0

（２）保険医療機関等の施設基準の調査

①制度概要

保険医療機関及び保険薬局は、「施設基準」（従事者数、施設・設備等に関して厚生労働大臣が定めた基準）を満たすことにより、所定の診療（調剤）報酬を算定できます。

②業務概要

四国厚生支局では、保険医療機関等から提出された施設基準に係る届出の審査、受理、受理後の調査等の業務を行っています。

③業務実績

令和６年度における適時調査の状況は、次のとおりです。

（単位：件）

	医科・病院	医科・診療所	歯科	薬局
徳島県	56	0	0	0
香川県	43	0	0	0
愛媛県	55	0	0	0
高知県	60	0	0	0
計	214	0	0	0

（３）保険医療機関等の指定及び保険医等の登録

①制度概要

医療機関又は薬局が健康保険等の公的医療保険による診療等を行うためには、保険医療機関又は保険薬局として厚生労働大臣の指定を受けなければなりません。また、保険医療機関において健康保険等の診療に従事する医師若しくは歯科医師又は保険薬局において健康保険等の調剤に従事する薬剤師は、厚生労働大臣の登録を受けた保険医または保険薬剤師でなければならないとされています。

指定訪問看護ステーションが指定訪問看護事業を行った場合には、医療保険から訪問看護療養費が支給されます。訪問看護事業者が、健康保険法に基づく訪問看護事業を行うためには、厚生労働大臣の指定を受ける必要があります。

被保険者等が柔道整復師、はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師（以下「柔道整復師等」という。）から施術を受けた場合、その費用は、原則として被保険者等が一旦柔道整復師等に支払い、後日、保険者から療養費として償還を受ける現金給付の仕組みとなっています。しかし、被保険者の負担を軽減するため、柔道整復師等から施術を受けた被保険者等は一部負担金に相当する額のみを柔道整復師等に支払い、残りの療養費は、被保険者等から受領委任を受けた柔道整復師等が保険者に請求する仕組み（受領委任払い）を採っています。

②業務概要

ア　健康保険法に基づく保険医療機関及び保険薬局並びに指定訪問看護事業者の指定を行います。

イ　保険医療機関等において健康保険等の診療に従事する医師又は保険薬局において健康保険等の調剤に従事する薬剤師の保険医及び保険薬剤師の登録を行います。

ウ　柔道整復師の受領委任に関する登録及び承諾を行います。

エ　はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の受領委任の申出の受付及び承諾を行います。

③業務実績

令和６年度における業務実績は、次のとおりです。

【保険医療機関等の指定状況】　（単位：件）

	医科		歯科		薬局	
	指定	更新	指定	更新	指定	更新
徳島県	7	115	8	69	21	70
香川県	21	121	8	82	28	78
愛媛県	23	195	14	115	34	99
高知県	12	85	12	71	14	60
計	63	516	42	337	97	307

※「歯科」は病院併設機関を含んだ合計件数。

【指定訪問看護事業者の指定状況　（単位：件）

	指定	廃止	辞退
徳島県	10	8	0
香川県	17	3	0
愛媛県	20	8	0
高知県	7	4	0
計	54	23	0

【保険医等の登録状況】　（単位：件）

		新規登録	抹消等	異動	
				転入	転出
徳島県	医師	38	2	36	57
	歯科医師	31	6	18	32
	薬剤師	25	6	26	18
香川県	医師	55	15	98	91
	歯科医師	9	6	13	19
	薬剤師	37	2	49	55
愛媛県	医師	95	10	117	126
	歯科医師	5	8	11	10
	薬剤師	94	3	57	71
高知県	医師	60	3	77	93
	歯科医師	0	1	1	6
	薬剤師	39	0	27	46
計	医師	248	30	328	367
	歯科医師	45	21	43	67
	薬剤師	195	11	159	190

※「抹消等」欄は抹消、死亡、取消の合計件数。

（４）四国地方社会保険医療協議会部会の運営

①制度概要

四国地方社会保険医療協議会議事規則により、保険医療機関及び保険薬局の指定について、四国地方社会保険医療協議会部会の部会で審議を行っています。

②業務概要

四国地方社会保険医療協議会部会を各県に設置し、庶務を行っています。

③業務実績

令和６年度における四国地方社会保険医療協議会部会は、各県において月１回（年 12 回）開催されました。

１２　社会保険審査官

○　社会保険各法による保険者が決定した不服申立への対応

①業務概要

社会保険審査官は、社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和 28 年法律第 206 号）の規定により地方厚生（支）局に設置され、厚生労働大臣から任命された独立した機関として、社会保険各法（健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法、国民年金法等）に基づく保険（年金）給付や被保険者資格、標準報酬、保険料（ただし、国民年金に限る。これ以外の保険料は社会保険審査会へ審査請求を行う。）について、保険者（厚生労働大臣、日本年金機構理事長、全国健康保険協会各支部長等）が行った処分決定に対する不服申立てである審査請求の業務を行っています。

②業務実績

令和６年度における審査請求の取扱状況は、次のとおりです。

（単位：件）

制度	受付状況			処理状況						翌年度繰越し
	前年度繰越し	受付	計	取下げ	移送	決定状況			計	
						却下	容認	棄却		
健康保険	1	2	3	0	1	1	0	1	3	0
船員保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生年金保険	14	67	81	2	2	2	0	56	62	19
国民年金	10	84	94	2	1	4	0	66	73	21
合計	25	153	178	4	4	7	0	123	138	40

（注１）「取下げ」とは、審査請求後に保険者が処分を変更した等の理由により訴えの利益がなくなり、審査請求人が審査請求を取下げしたものです。

（注２）「移送」とは、他の厚生局扱分が提出された場合に管轄厚生局へ移送したものです。

（注３）「却下」とは、法定請求期間を経過してからの審査請求や保険者の処分決定が行われていないなど、所要の要件を満たしていないため、審査請求の内容を審理するに至らないと判断したものです。

（注４）「容認」とは、審査請求の内容を審理し、審査請求を認め、原処分を取り消すと判断したものです。

（注５）「棄却」とは、審査請求の内容を審理し、審査請求を認めず、原処分は適正と判断したものです。

１３　麻薬取締部

（１）不正薬物の取締り

①業務概要

ア　不正薬物の取締り

麻薬取締部は、薬物犯罪の捜査を行う機関です。同部に所属する麻薬取締官が、麻薬及び向精神薬取締法第 54 条の規定に基づき、厚生労働大臣の指揮監督を受け、刑事訴訟法の規定による司法警察員として、次の法律で規定される不正薬物の取締りを行っています。

〔薬物関連五法〕

○麻薬及び向精神薬取締法：ヘロイン、コカイン、大麻、ＭＤＭＡ、ＬＳＤ、向精神薬等
○大麻草栽培規制法　：大麻草の栽培、加工許可等
○あへん法　　：あへん、けし、けしがら
○覚醒剤取締法：覚醒剤、覚醒剤原料
○麻薬特例法　：業として行う薬物の密輸密売やマネー・ロンダリング罪

〔その他〕

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律：指定薬物等
○刑法：第２編第 14 章 あへん煙に関する罪

イ　各取締機関との連携

毎年、関係機関の担当者が出席する「四国地区麻薬取締協議会」を開催しています。

また、取り扱った薬物事犯の性質及び態様によっては、適宜、関係機関（警察、税関等）と情報交換、合同捜査も行っています。

②業務実績（令和６年１月～12 月）

ア　不正薬物の取締件数等

	検挙件数	検挙人員
麻薬及び向精神薬取締法違反	0 件	0 名
大麻草栽培規制法	0 件	0 名
（旧）大麻取締法違反	2 件	3 名
覚醒剤取締法違反	4 件	4 名
あへん法	1 件	3 名

麻薬特例法違反	8 件	3 名
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律違反	45 件	49 名
計	60 件	62 名

（押収物）

覚醒剤　12.242ｇ
乾燥大麻　2.289ｇ
指定薬物　1549.019ｇ

イ　各取締機関との連携

令和６年度は、高知市において「四国地区麻薬取締協議会」を開催しました。

同協議会においては，厚生労働省、法務省、財務省、警察庁、海上保安庁、高松高等検察庁、地方検察庁、税関、海上保安本部、県警察本部等の機関が出席し、各機関の活動状況、取締りの実情等の情報交換を行うとともに、薬物犯罪の手口や裁判例の分析及び捜査上の留意点について討議等を行い、関係機関相互の連携を図っています。

ウ　捜査実績

令和６年５月、徳島県に本店を構える国内最大級の危険ドラッグ販売業者が、販売等している物品について検査命令（※１）及び販売等停止命令（※２）を受けたにもかかわらず、当該命令に反して物品を販売していたことから、同販売業者の代表取締役社長ら６名を逮捕しました。

※１検査命令：指定薬物又は指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物であるかどうかについて検査を受けさせる命令

※２販売等停止命令：検査命令による検査結果について通知を受けるまでの間当該物品及びこれと同一の物品の販売を停止させる命令

〈※１及び２の命令については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく〉

また、本事案に関連して、指定薬物であるクラトンを米国から輸入したとして、上記販売業者の関係者及びその妻を逮捕するとともに、関係者方から大麻 0.72 グラムを押収しました。

本事案においては、販売業者が店舗で陳列販売していた指定薬物合計 1549.019 グラムを押収し市中への拡散を防ぐとともに、販売業者を廃業に追い込む等の成果をあげました。

（２）薬物鑑定

①業務概要

麻薬取締部の鑑定官が最新の分析機器を駆使して、押収した証拠品を科学的かつ中立的な立場から鑑定しており、薬物犯罪を立証する上で中核となる業務です。

なお、押収した証拠品の鑑定結果を記載した鑑定書は、裁判において科学的に証明された重要な証拠として採用されます。

鑑定の主な業務は、以下のとおりです。

○押収した薬物の鑑定

○薬物使用の証明に係る生体試料（尿、汗、毛髪）の鑑定

○注射器、パイプ、秤量器具等の関係押収品に係る付着物の鑑定

○迅速かつ信頼性の高い鑑定手法の開発、新たな規制薬物に係る分析法の研究

②業務実績（令和６年１月～12 月）

受理した鑑定嘱託件数は、434 件（検体数：532 検体）です。

（３）医療用麻薬等の指導・監督

①業務概要

ア　許認可

麻薬、向精神薬等は、中枢神経系に作用して精神機能に影響を及ぼす物質であり、その使用方法を誤ると危険な薬物ですが、すぐれた鎮痛、鎮静効果等を有しているものがあり、医薬品として必要不可欠なものです。

これら薬物の適正な取扱いを確保するため、使用及び流通を正当な目的（医療又は学術研究）に限定した上、その取扱者を免許、許可、届出制とすることで、不正ルートへの横流し等を無くし、国民の健康被害を未然に防止しています。

麻薬取締部は、これら免許等申請にかかる書類審査や現場確認等の業務を行います。

また、特定の麻薬等原料物質については、外国において麻薬等密造の原料に用いられていることから、これらの原料を日本から輸出するにあたっては、輸入国政府宛の事前通報や外国政府からの事前通報に対する回答事務を行い、正規の取引であることを確認しています。

イ　立入検査

麻薬、向精神薬等を正規に取扱う業者や医療機関等に対する指導・監督については、その業務所等への立入検査を実施することが最も効果的であるため、従来から各県の麻薬取締員や保健所職員と協力して立入検査を行い、麻薬取扱者等に対する行政指導を行っています。

②業務実績

ア　許認可件数（令和６年１月～12 月）

麻薬関係	56 件
向精神薬関係	22 件

麻薬向精神薬原料関係	6 件
覚醒剤・大麻関係	7 件
けし関係	1 件
計	92 件

イ　立入検査（令和６年４月～令和７年３月）

麻薬関係	件　数
麻薬輸入業者	1 件
麻薬輸出業者	0 件
麻薬製剤業者	0 件
家庭麻薬製造業者	0 件
麻薬元卸売業者	1 件
麻薬卸売業者	2 件
麻薬小売業者	32 件
病院・一般診療所	12 件
飼育動物診療施設	0 件
麻薬研究者	0 件
計	48 件

向精神薬関係	件　数
向精神薬輸入業者	0 件
向精神薬製造製剤業者	1 件
免許みなし卸売販売業者	2 件
免許みなし薬局	32 件
病院・一般診療所・歯科	10 件
飼育動物診療施設	0 件
計	45 件

覚醒剤関係	件　数
覚醒剤研究者	0 件
覚醒剤原料取扱者	2 件
薬局	32 件
病院・診療所	10 件
飼育動物診療施設	0 件
計	44 件

（４）薬物乱用者対策・再乱用防止活動

薬物相談電話（TEL 087-823-8800）を設置し、薬物乱用者やその家族等からの相談に応じています。麻薬取締部を含む捜査機関により検挙され、保護観察が付かない執行猶予判決を受けた薬物初犯者等やその家族等が希望した場合は、再乱用防止対策プログラムも実施しています。

麻薬取締部では、令和元年度より再乱用防止支援員（精神保健福祉士等の専門支援員）を配置し、支援対象者に対し同支援員によるワークブック（自習用教材）を用いたプログラムの実施、家族への助言等の支援を行うほか、地域の精神保健福祉センターや依存症治療機関等との連携及びこれらの施設への支援対象者の支援引継ぎに取り組んでいます。

また、薬物中毒者に対しては、各県の麻薬取締員等と協力し、再び薬物に手を出さないよう必要な助言・指導を行っています。

さらに、薬物依存・中毒者の治療、社会復帰支援に携わる関係機関（医療機関、行政機関等）の専門職員による取組みについて、情報・意見交換を通じて、相談業務の充実、地域における関係機関の連携強化を図っています。

令和６年度は、山口県で「中国四国地区薬物中毒対策連絡会議」を開催し、また併せて「中国四国地区再乱用防止対策講習会」も開催いたしました。

これらの会議は、中国四国厚生局管内と四国厚生支局管内で毎年交互に開催し、令和７年度は、高松市で開催予定です。

再乱用防止支援対象者の推移（令和元年４月～令和６年 12 月）

	元年	2年	3年	4年	5年	6年
対象者数（人）	3	7	5	7	4	4

（５）薬物乱用防止啓発活動

①薬物乱用防止教室等への講師派遣

薬物乱用を防止するためには新たな乱用者を生まない社会環境を構築する必要があり、そのために薬物に手を出す前の青少年に対する広報啓発として学校、ＰＴＡ、各種団体等が主催する薬物乱用防止教室等に講師として職員を派遣しています。

また、保健所やその他公的機関等からも依頼を受け、講師として職員を派遣しています。

業務実績（令和６年４月～令和７年３月）

講演実施状況	件　数	対象人員
小学校・中学校・高等学校・大学等	14 件	2,030 名
教育委員会等（教育関係）	2 件	270 名
その他公的機関等	12 件	923 名
計	28 件	3,223 名

②「ダメ。ゼッタイ。」普及運動

薬物乱用対策として、政府の薬物乱用対策推進会議により「第五次薬物乱用防止五か年戦略（平成 30 年８月）」が策定されました。その背景のもと、国内の薬物乱用防止活動を推進すべく、官民一体となり国民一人一人の薬物乱用問題に関する知識を高めるため、及び、国連総会決議による「６．２６国際麻薬乱用撲滅デー」の周知を図る目的で、毎年「ダメ。ゼッタイ。」普及運動を実施しています。

（令和６年度運動期間：６月 20 日～７月 19 日）

③不正大麻・けし撲滅運動

あへん法で「けし」、麻薬及び向精神薬取締法で「ハカマオニゲシ」、大麻取締法で「大麻」が規制されていますが、自生の大麻やけし等が薬物乱用者の間で不正に流通し悪用されることがないよう、けしの開花時期や大麻の生長期に合わせ、不正大麻・けし撲滅運動を実施し、関係機関等に対してポスター、リーフレット等を配付するとともに、管内各県、保健所職員等と協力して不正大麻・けしの発見・除去を行っています。

（令和６年度運動期間：５月１日～６月 30 日）

④麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動

厚生労働省と各都道府県が共催して国民の薬物乱用防止に対する意識を深めるため、地域団体を加え麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動を行っています。

令和６年度は、鳥取県において「麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動鳥取大会」を参集形式により開催しました。

この大会は、中国四国厚生局管内と四国厚生支局管内で毎年交互に実施し、本年度は徳島県で開催予定です。

（令和６年度運動期間：10 月１日～11 月 30 日）

第３章　資料編

1　各業務の実績推移

【総務課】	○行政文書の開示請求状況
【企画調整課】	○四国地方社会保険医療協議会（総会）の開催状況 ○「国民の皆様の声」の状況
【年金管理課】	○日本年金機構の収納職員及び徴収職員の認可状況 ○日本年金機構が行う滞納処分等の認可及び確認状況 ○日本年金機構が行う立入検査等の認可及び確認状況 ○日本年金機構が行う受給権者及び被保険者調査の認可及び確認状況 ○国民年金事務費交付金等の交付状況 ○年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金の交付状況 ○健康保険事務指定市町村交付金の交付状況等 ○社会保険労務士会員数 ○年金委員数
【年金審査課】	○訂正請求の受付・処理状況
【健康福祉課】	○各種養成施設等の指定（認定）状況 ○財産処分の処理状況 ○民生委員数の状況 ○医師少数区域等で勤務した医師の認定状況 ○補助金等の交付決定状況
【地域包括ケア推進課】	○地域包括ケア推進本部会議の開催状況 ○認知症ブロック会議・認知症セミナーの開催状況 ○セミナー等への参加状況（認知症関係以外） ○セミナー等への参加状況（認知症関係）
【保険年金課】	○健康保険組合の認可等状況 ○全国健康保険協会の認可等状況 ○確定給付企業年金、確定拠出年金の承認等状況
【管理課】	○国民健康保険の保険者等の指導監査状況 ○後期高齢者医療保険の保険者等の指導監査状況 ○社会保険診療報酬支払基金支部の指導状況
【医療課】	○特定機能病院の立入検査状況 ○保険医療機関等に係る特定共同指導等の実施状況
【調査課】	○行政文書の開示請求状況（医療指導部門） ○医療指導部門における訴訟対応状況
【指導監査課・各県事務所（徳島、愛媛、高知）】	○保険医療機関等の指導状況 ○指定訪問看護事業者の指導状況 ○柔道整復師の指導状況 ○はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の指導状況 ○施設基準等の調査状況 ○保険医療機関等の指定及び保険医等の登録状況
【社会保険審査官】	○審査請求取扱状況
【麻薬取締部】	○不正薬物の取締状況 ○許認可件数状況 ○立入検査状況 ○薬物乱用防止教室等講演状況

【総務課】

○行政文書の開示請求状況

（単位：件）

年度	年金・健康福祉部門	医療指導部門	麻薬取締部門	計
4年度	1	28	0	29
5年度	4	23	0	27
6年度	3	28	1	32

【企画調整課】

○四国地方社会保険医療協議会（総会）の開催状況

年度	開催状況	備　考
4年度	0	―
5年度	0	―
6年度	0	―

○「国民の皆様の声」の状況

（単位：件）

年度	年金・健康福祉部門	医療指導部門	麻薬取締部門	計
4年度	0	4	0	4
5年度	0	0	0	0
6年度	0	0	0	0

【年金管理課】

○日本年金機構の収納職員及び徴収職員の認可状況

（単位：人）

年度	収納職員	徴収職員
4年度	28	31
5年度	31	35
6年度	26	31

○日本年金機構が行う滞納処分等の認可及び確認状況

（単位：件）

年度	認可件数	確認結果
4年度	34,802	2,068
5年度	31,628	3,384
6年度	34,298	3,903

○日本年金機構が行う立入検査等の認可及び確認状況

（単位：件）

年度	認可件数	結果報告の状況		
		認可件数	実施件数	未実施件数
4年度	19,679	21,254	14,187	7,067
5年度	21,759	19,679	12,485	7,194
6年度	20,062	21,759	14,111	7,648

※結果報告の状況は、前年度中の認可に関する実施結果の件数である。

○日本年金機構が行う受給権者及び被保険者調査の認可及び確認状況

（単位：件）

年度	認可件数	実施件数
4年度	12	11
5年度	6	4
6年度	2	2

○国民年金事務費交付金等の交付状況

■法定受託事務に係る交付金

	4年度		5年度		6年度	
	市町村数	交付額（千円）	市町村数	交付額（千円）	市町村数	交付額（千円）
徳島県	24	148,698	24	153,104	24	151,791
香川県	17	143,585	17	154,326	17	156,991
愛媛県	20	238,997	20	244,759	20	245,237
高知県	34	144,938	34	150,386	34	139,615
計	95	676,218	95	702,575	95	693,635

※千円未満は「切捨て」で記載しているため、「計」欄と内訳の合計は必ずしも一致しない。

■協力・連携事務に係る交付金

	4年度		5年度		6年度	
	市町村数	交付額（千円）	市町村数	交付額（千円）	市町村数	交付額（千円）
徳島県	24	19,742	24	19,335	24	20,220
香川県	17	35,333	17	35,712	17	33,510
愛媛県	20	52,349	20	50,730	20	51,594
高知県	34	15,602	34	16,449	34	16,306
計	95	123,026	95	122,226	95	121,632

※千円未満は「切捨て」で記載しているため、「計」欄と内訳の合計は必ずしも一致しない。

○年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金の交付状況

■法定受託事務に係る交付金

	4年度		5年度		6年度	
	市町村数	交付額（千円）	市町村数	交付額（千円）	市町村数	交付額（千円）
徳島県	24	1,791	24	1,822	23	1,910
香川県	15	1,313	15	1,294	15	1,419
愛媛県	19	3,199	19	3,006	19	3,049
高知県	29	1,498	29	1,861	27	1,829
計	87	7,801	87	7,983	84	8,210

※千円未満は「切捨て」で記載しているため、「計」欄と内訳の合計は必ずしも一致しない。

■協力・連携事務に係る交付金

	4年度		5年度		6年度	
	市町村数	交付額（千円）	市町村数	交付額（千円）	市町村数	交付額（千円）
徳島県	24	325	24	290	22	416
香川県	15	227	15	234	15	245
愛媛県	19	517	19	470	19	556
高知県	29	273	29	301	22	350
計	87	1,342	87	1,295	78	1,568

※千円未満は「切捨て」で記載しているため、「計」欄と内訳の合計は必ずしも一致しない。

■特別事情分に係る交付金

	4年度		5年度		6年度	
	市町村数	交付額（千円）	市町村数	交付額（千円）	市町村数	交付額（千円）
徳島県	0	0	0	0	0	0
香川県	0	0	0	0	0	0
愛媛県	0	0	0	0	0	0
高知県	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0

○健康保険事務指定市町村交付金の交付状況等

■事務指定市町村数　（単位：市町村）

年度	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	計
4年度	6	0	0	1	7
5年度	6	0	0	1	7
6年度	6	0	0	0	6

■交付金の状況

	4年度			5年度			6年度		
	市町村数	手帳交付等件数	交付額（円）	市町村数	手帳交付等件数	交付額（円）	市町村数	手帳交付等件数	交付額（円）
徳島県	5	9	880	4	7	646	3	6	614
香川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	5	9	880	4	7	646	3	6	614

○社会保険労務士会員数

（単位：人）

	4年度		5年度		6年度	
	会員数	法人数	会員数	法人数	会員数	法人数
徳島県	177	9	177	9	176	9
香川県	287	12	284	13	293	14
愛媛県	370	26	366	27	359	31
高知県	195	8	190	9	186	8
計	1,029	55	1,017	58	1,014	62

○年金委員数

（単位：人）

	4年度			5年度			6年度		
	職域型	地域型	計	職域型	地域型	計	職域型	地域型	計
徳島県	1,471	53	1,524	1,487	58	1,545	1,477	60	1,537
香川県	2,804	157	2,961	2,853	162	3,015	2,840	126	2,966
愛媛県	2,713	130	2,843	2,699	140	2,839	2,662	124	2,786
高知県	1,320	35	1,355	1,327	43	1,370	1,315	39	1,354
計	8,308	375	8,683	8,366	403	8,769	8,294	349	8,643

【年金審査課】

〇訂正請求の受付・処理状況

	4年度			5年度			6年度		
	国民年金	厚生年金保険	計	国民年金	厚生年金保険	計	国民年金	厚生年金保険	計
受付件数	7	(1) 30	37	5	(0) 58	63	3	(0) 119	122
処理件数	5	(1) 33	38	5	(0) 57	62	7	(0) 117	124
四国厚生支局で処理	5	(0) 8	13	4	(0) 13	17	6	(0) 12	18
訂正決定	1	(0) 6	7	0	(0) 13	13	0	(0) 7	7
不訂正決定	4	(0) 2	6	4	(0) 0	4	5	(0) 5	10
請求却下	0	(0) 0	0	0	(0) 0	0	1	(0) 0	1
日本年金機構で記録訂正	0	(0) 21	21	0	(0) 32	32	0	(0) 99	99
訂正請求の取下げ等	0	(1) 4	4	1	(0) 12	13	1	(0) 6	7

・(　)内は、脱退手当金の件数を再掲したものです。

・訂正決定の件数は、請求期間の一部について訂正決定した事案を含みます。

【健康福祉課】

○各種養成施設等の指定（認定）状況

（単位：数）

	4年度	5年度	6年度
管理栄養士養成施設	0	0	0
栄養士養成施設	0	0	0
科目確認大学等（社会福祉士）	0	0	0
介護福祉士養成学校	0	0	0
福祉系高等学校等	0	0	0
あ・は・き　養成施設	0	0	0

○財産処分の処理状況

（単位：件）

年度	承認	包括承認事項	計
4年度	7	27	34
5年度	8	13	21
6年度	13	16	29

○民生委員数の状況

（単位：人数）

年度	民生委員数	主任児童委員数
4年度	9,161	977
5年度	9,149	974
6年度	9,144	977

○医師少数区域等で勤務した医師の認定状況

（単位：件）

年度	件数
4年度	24
5年度	25
6年度	14

○補助金等の交付決定状況

（単位：円）

補助金等名称	4年度		5年度		6年度	
	件数	交付決定額	件数	交付決定額	件数	交付決定額
結核医療費負担金	12	47,163,718	12	50,852,297	9	48,751,554
結核医療費補助金	10	3,682,245	11	3,842,048	10	3,415,383
原爆被爆者健康診断費交付金	4	5,364,304	4	5,400,399	4	5,615,281
原爆被爆者手当交付金	4	345,325,883	4	323,041,601	4	303,761,379
原爆被爆者葬祭料交付金	5	23,329,780	5	24,827,166	4	23,886,978
児童扶養手当給付費負担金	99	5,160,459,870	98	5,063,289,740	99	5,094,129,324
児童入所施設措置費等負担金	79	4,494,194,903	93	4,933,904,966	85	5,395,083,870
特別児童扶養手当事務取扱交付金	164	34,862,942	166	39,184,631	160	38,695,760
特別障害者手当等給付費負担金	119	1,266,900,125	117	1,336,179,453	105	1,394,290,301
女性保護事業費負担金	9	36,434,194	10	47,427,633	9	43,013,172
女性相談支援センター運営費負担金	6	454,378	6	423,407	6	461,261
女性自立支援事業費補助金	5	22,205,007	7	23,011,219	10	29,872,820
子どものための教育・保育給付交付金			158	36,993,672,594	205	41,864,859,684
子どものための教育・保育給付費補助金			0	0	0	0
子育てのための施設等利用給付交付金			123	1,164,298,319	143	1,098,562,715
子ども・子育て支援交付金			118	4,710,477,000	137	5,574,002,000
子ども・子育て支援施設整備交付金			19	196,054,000	19	134,289,000
保健衛生施設等施設整備費補助金	2	24,785,000	2	4,649,000	1	4,000,000
保健衛生施設等設備整備費補助金	22	75,475,000	24	63,074,000	16	11,035,000
保健衛生施設等災害復旧費補助金	0	0	0	0	0	0
社会福祉施設等施設整備費補助金	8	553,502,000	6	918,426,000	11	544,568,000
社会福祉施設等災害復旧費補助金	0	0	0	0	0	0
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	29	229,018,000	44	364,664,000	54	458,229,000
児童福祉施設等災害復旧費補助金	0	0	0	0	2	4,203,000
次世代育成支援対策施設整備交付金	11	269,909,000	16	223,453,000	16	555,926,000
保育所等整備交付金	29	1,544,268,000				
就学前教育・保育施設整備交付金			28	1,804,671,000	18	838,547,000
計	617	14,137,334,349	1,071	58,294,823,473	1,127	63,469,198,482

【地域包括ケア推進課】

〇地域包括ケア推進本部会議の開催状況

年度	開催状況	備考
4年度	2回	第1回　令和4年10月開催
		第2回　令和5年3月開催
5年度	1回	令和6年2月開催
6年度	1回	令和7年3月開催

〇認知症ブロック会議・認知症セミナーの開催状況

年度	開催場所	備考
4年度	高松市(Web)	令和4年7月開催
5年度	広島市(Web)	令和5年7月開催
6年度	高松市(Web)	令和6年7月開催

〇セミナー等への参加状況（認知症関係以外）

（単位：回）

年度	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	その他	合計
4年度	2	6	1	1	32	42
5年度	2	8	4	0	22	36
6年度	1	4	1	1	40	47

〇セミナー等への参加状況（認知症関係）

（単位：回）

年度	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	その他	合計
4年度	0	4	1	3	2	10
5年度	0	3	1	1	1	6
6年度	0	1	1	1	3	6

【保険年金課】

○健康保険組合の認可等状況

（単位：件）

年度	規約改正等の認可	届出等の受理	大臣への提出書類の経由	公法人証明、印鑑証明等
4年度	5	29	181	56
5年度	8	73	276	34
6年度	15	114	281	29

○全国健康保険協会の認可等状況

（単位：件）

年度	立入検査等の認可
4年度	0
5年度	1
6年度	0

○確定給付企業年金、確定拠出年金の承認等状況

■確定給付企業年金　（単位：件）

年度	規約改正等の承認等	届出等の受理	大臣への提出書類の経由	公法人証明、印鑑証明等
4年度	23	482	34	111
5年度	57	560	32	55
6年度	25	463	30	45

■確定拠出年金　（単位：件）

年度	規約改正等の承認	届出等の受理
4年度	38	353
5年度	30	361
6年度	54	377

【管理課】

○国民健康保険の保険者等の指導監査状況

（単位：件）

年度	県	市町村	国保組合	国保連合会	計
4年度	4	4	0	2	10
5年度	4	4	0	2	10
6年度	4	4	0	2	10

○後期高齢者医療保険の保険者等の指導監査状況

（単位：件）

年度	県	市町村	広域連合	国保連合会	計
4年度	4	4	4	2	14
5年度	4	4	4	2	14
6年度	4	4	4	2	14

○社会保険診療報酬支払基金支部の指導状況

（単位：件）

年度	件数
4年度	1
5年度	1
6年度	2

【医療課】

○特定機能病院の立入検査状況

（単位：件）

年度	立入検査
4年度	4
5年度	4
6年度	4

○保険医療機関等に係る特定共同指導等の実施状況

（単位：件）

年度	特定共同指導	共同指導
4年度	0	6
5年度	1	6
6年度	1	9

【調査課】

○行政文書の開示請求状況（医療指導部門）

（単位：件）

年度	処理件数
4年度	28
5年度	23
6年度	27

○医療指導部門における訴訟対応状況

（単位：件）

年度	処理件数
4年度	0
5年度	0
6年度	0

【指導監査課・各県事務所（徳島、愛媛、高知）】

○保険医療機関等の指導状況

■医科・病院　（単位：件）

年度	県別	新規個別指導	集団指導	集団的個別指導	個別指導
4年度	徳島県	0	8	9	0
	香川県	0	14	6	0
	愛媛県	0	37	9	1
	高知県	0	4	10	3
	計	0	63	34	4
5年度	徳島県	0	42	6	2
	香川県	0	30	6	0
	愛媛県	0	37	5	1
	高知県	0	61	8	0
	計	0	170	25	3
6年度	徳島県	0	12	7	3
	香川県	0	13	7	2
	愛媛県	0	33	10	2
	高知県	0	12	10	1
	計	0	70	34	8

■医科・診療所　（単位：件）

年度	県別	新規個別指導	集団指導	集団的個別指導	個別指導
4年度	徳島県	7	175	28	0
	香川県	12	178	42	1
	愛媛県	15	244	66	2
	高知県	4	132	29	4
	計	38	729	165	7
5年度	徳島県	8	146	33	2
	香川県	10	145	30	1
	愛媛県	7	225	36	0
	高知県	4	94	22	4
	計	29	610	121	7
6年度	徳島県	5	108	40	6
	香川県	5	129	47	7
	愛媛県	8	173	63	13
	高知県	6	83	24	5
	計	24	493	174	31

■歯科　（単位：件）

年度	県別	新規個別指導	集団指導	集団的個別指導	個別指導
4年度	徳島県	7	111	31	2
	香川県	8	112	37	0
	愛媛県	6	175	54	9
	高知県	4	97	29	2
	計	25	495	151	13
5年度	徳島県	4	114	19	1
	香川県	6	101	20	2
	愛媛県	7	158	38	7
	高知県	6	67	24	0
	計	23	440	101	10
6年度	徳島県	5	74	35	5
	香川県	4	89	28	1
	愛媛県	8	122	53	12
	高知県	1	77	28	4
	計	18	362	144	22

■薬局　（単位：件）

年度	県別	新規個別指導	集団指導	集団的個別指導	個別指導
4年度	徳島県	10	77	28	1
	香川県	11	103	41	2
	愛媛県	31	119	49	0
	高知県	19	71	27	1
	計	71	370	145	4
5年度	徳島県	12	69	30	3
	香川県	7	84	42	1
	愛媛県	13	117	49	2
	高知県	7	64	23	0
	計	39	334	144	6
6年度	徳島県	5	82	30	7
	香川県	9	94	41	8
	愛媛県	11	114	50	15
	高知県	8	70	31	5
	計	33	360	152	35

○指定訪問看護事業者の指導状況

（単位：件）

年度	県別	集団指導	個別指導
4年度	徳島県	6	0
	香川県	16	1
	愛媛県	12	0
	高知県	9	0
	計	43	1
5年度	徳島県	14	0
	香川県	14	0
	愛媛県	20	0
	高知県	11	1
	計	59	1
6年度	徳島県	11	0
	香川県	18	0
	愛媛県	22	0
	高知県	20	0
	計	71	0

○柔道整復師の指導状況

（単位：件）

年度	県別	集団指導	個別指導
4年度	徳島県	9	0
	香川県	10	0
	愛媛県	21	0
	高知県	4	0
	計	44	0
5年度	徳島県	8	0
	香川県	16	0
	愛媛県	14	0
	高知県	6	0
	計	44	0
6年度	徳島県	11	0
	香川県	21	0
	愛媛県	13	0
	高知県	5	0
	計	50	0

○はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の指導状況

（単位：件）

年度	県別	集団指導	個別指導
4年度	徳島県	8	0
	香川県	14	0
	愛媛県	16	0
	高知県	2	0
	計	40	0
5年度	徳島県	8	0
	香川県	9	0
	愛媛県	25	0
	高知県	2	0
	計	44	0
6年度	徳島県	7	0
	香川県	16	0
	愛媛県	13	0
	高知県	4	0
	計	40	0

○施設基準等の調査状況

（単位：件）

年度	県別	医科・病院	医科・診療所	歯科	薬局
4年度	徳島県	50	0	0	0
	香川県	39	0	0	0
	愛媛県	50	0	0	0
	高知県	42	1	0	0
	計	181	1	0	0
5年度	徳島県	23	0	0	0
	香川県	13	0	0	0
	愛媛県	30	0	0	0
	高知県	28	0	0	0
	計	94	0	0	0
6年度	徳島県	56	0	0	0
	香川県	43	0	0	0
	愛媛県	55	0	0	0
	高知県	60	0	0	0
	計	214	0	0	0

○保険医療機関等の指定及び保険医等の登録状況

■保険医療機関等の指定状況　（単位：件）

年度	県別	医科	歯科	薬局
4年度	徳島県	684	438	381
	香川県	774	499	523
	愛媛県	1,119	681	614
	高知県	532	358	385
	計	3,109	1,976	1,903
5年度	徳島県	674	414	376
	香川県	759	464	515
	愛媛県	1,083	632	612
	高知県	517	335	387
	計	3,033	1,845	1,890
6年度	徳島県	664	398	378
	香川県	761	456	519
	愛媛県	1,075	622	624
	高知県	515	326	385
	計	3,015	1,802	1,906

■指定訪問看護事業者の指定状況

年度	県別	件数
4年度	徳島県	111
	香川県	137
	愛媛県	206
	高知県	94
	計	548
5年度	徳島県	120
	香川県	157
	愛媛県	227
	高知県	112
	計	616
6年度	徳島県	121
	香川県	171
	愛媛県	238
	高知県	115
	計	645

■保険医等の登録状況　（単位：件）

年度	県別	医師	歯科医師	薬剤師
４年度	徳島県	3,365	1,017	2,526
	香川県	3,632	882	2,972
	愛媛県	5,071	1,094	3,299
	高知県	2,967	612	2,376
	計	15,035	3,605	11,173
５年度	徳島県	3,424	1,031	2,583
	香川県	3,679	884	3,018
	愛媛県	5,128	1,086	3,372
	高知県	3,016	620	2,420
	計	15,247	3,621	11,393
６年度	徳島県	3,438	1,042	2,604
	香川県	3,729	883	3,047
	愛媛県	5,190	1,087	3,450
	高知県	3,050	616	2,440
	計	15,407	3,628	11,541

■柔道整復師（施術所）の申出状況

年度	県別	件数
４年度	徳島県	309
	香川県	393
	愛媛県	381
	高知県	202
	計	1,285
５年度	徳島県	305
	香川県	399
	愛媛県	384
	高知県	204
	計	1,292
６年度	徳島県	301
	香川県	396
	愛媛県	385
	高知県	200
	計	1,282

■はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧師（施術所）の申出状況

年度	県別	件数
４年度	徳島県	143
	香川県	263
	愛媛県	340
	高知県	117
	計	863
５年度	徳島県	146
	香川県	277
	愛媛県	348
	高知県	115
	計	886
６年度	徳島県	145
	香川県	283
	愛媛県	362
	高知県	116
	計	906

【社会保険審査官】

〇審査請求取扱状況

（単位：件）

年度	制度	受付状況			処理状況						翌年度繰越し
		前年度繰越し	受付	計	取下げ	移送	決定状況			計	
							却下	容認	棄却		
4年度	健康保険	0	8	8	1	1	0	0	6	8	0
	船員保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	厚生年金保険	8	45	53	3	1	7	3	23	37	16
	国民年金	5	35	40	3	1	1	0	24	29	11
	合計	13	88	101	7	3	8	3	53	74	27
5年度	健康保険	0	7	7	0	0	0	0	6	6	1
	船員保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	厚生年金保険	16	47	63	4	0	1	0	44	49	14
	国民年金	11	47	58	1	0	1	0	46	48	10
	合計	27	101	128	5	0	2	0	96	103	25
6年度	健康保険	1	2	3	0	1	1	0	1	3	0
	船員保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	厚生年金保険	14	67	81	2	2	2	0	56	62	19
	国民年金	10	84	94	2	1	4	0	66	73	21
	合計	25	153	178	4	4	7	0	123	138	40

【麻薬取締部】

○不正薬物の取締状況

年	検挙件数	検挙人員
４年	24件	19名
５年	31件	35名
６年	60件	62名

○許認可件数状況

年	麻薬関係	向精神薬関係	麻薬向精神薬原料関係	覚醒剤・大麻関係	けし	計
４年	28件	2件	3件	6件	1件	40件
５年	51件	17件	6件	1件	1件	76件
６年	56件	22件	6件	７件	１件	92件

○立入検査状況

年	麻薬関係	向精神薬関係	覚せい剤関係	計
６年度	48件	45件	44件	137件

○薬物乱用防止教室等講演状況

年	講演回数	受講者数
４年度	20回	3,086名
５年度	21回	4,300名
６年度	28回	3,223名

２　管内の主な関係法人・団体

【健康福祉課】　○養成施設･学校一覧
【栄養士･管理栄養士】
【社会福祉士】
【介護福祉士】
【あん摩マッサージ指圧師･はり師･きゅう師】

【保険年金課】　○健康保険組合一覧
○全国健康保険協会支部一覧

【管理課】　○国民健康保険団体連合会一覧
○後期高齢者医療広域連合一覧
○社会保険診療報酬支払基金支部一覧

【医療課】　○特定機能病院一覧

○養成施設・学校一覧

【栄養士・管理栄養士】

（令和7年3月末現在）

番号	県名	名　　称	設 置 者	栄養士		管理栄養士	
				入学定員	修業年限	入学定員	修業年限
				昼	間	昼	間
［管理栄養士］							
1	徳島県	徳島大学医学部医科栄養学科	国立大学法人 徳島大学			50	4
2	徳島県	徳島文理大学人間生活学部食物栄養学科	(学)村崎学園			90	4
3	徳島県	四国大学生活科学部健康栄養学科	(学)四国大学			70	4
4	高知県	高知県立大学健康栄養学部健康栄養学科	高知県公立大学法人			40	4
5	高知県	高知学園大学健康科学部管理栄養学科	(学)高知学園			70	4
［栄養士］							
1	徳島県	四国大学短期大学部 人間健康科食物栄養専攻	(学)四国大学	35	2		
2	徳島県	徳島文理大学短期大学部 生活科学科食物専攻	(学)村崎学園	40	2		
3	香川県	香川短期大学 生活文化学科食物栄養専攻	(学)尽誠学園	50	2		
4	愛媛県	今治明徳短期大学 ライフデザイン学科食物栄養コース	(学)今治明徳学園	30	2		
5	愛媛県	松山東雲短期大学 食物栄養学科	(学)松山東雲学園	80	2		

【社会福祉士】(科目等確認大学)

※　「科目等確認大学」とは、社会福祉に関する科目を定める省令の規定に基づき、開講科目（実習演習科目）について、諸要件を満たしていることを確認した大学等です。

（令和7年3月末現在）

番号	県名	名　　称	設 置 者	入学定員	修業年限
				昼	間
1	徳島県	徳島文理大学保健福祉学部人間福祉学科	(学)村崎学園	30	4
2	徳島県	徳島大学歯学部口腔保健学科	国立大学法人 徳島大学	15	4
3	香川県	四国学院大学社会福祉学部社会福祉学科	(学)四国学院	80	4
4	愛媛県	河原医療福祉専門学校社会福祉メディカルソーシャル科社会福祉士コース	(学)河原学園	15	3
5	愛媛県	河原医療福祉専門学校社会福祉メディカルソーシャル科精神保健福祉士コース		15	3
6	愛媛県	聖カタリナ大学人間健康福祉学部社会福祉学科	(学)聖カタリナ学園	60	4
7	愛媛県	松山東雲女子大学人文科学部心理子ども学科	(学)松山東雲学園	60	4
8	高知県	龍馬看護ふくし専門学校福祉保育学科社会福祉士受験資格取得コース	(学)龍馬学園	20	3
9	高知県	高知福祉専門学校社会福祉学科	(学)すみれ学園	40	3
10	高知県	高知県立大学社会福祉学部社会福祉学科	高知県公立大学法人	70	4

【介護福祉士】(福祉系高校含む)

（令和7年3月末現在）

番号	県名	名　　称	設 置 者	入学定員	修業年限	入学定員	修業年限
				昼　間		夜　間	
[養成学校]							
1	徳島県	四国大学短期大学部 人間健康科介護福祉専攻	(学)四国大学	35	2		
2	愛媛県	今治明徳短期大学 ライフデザイン学科介護福祉コース	(学)今治明徳学園	40	2		
3	愛媛県	聖カタリナ大学人間健康福祉学部 社会福祉学科	(学)聖カタリナ学園	20	4		
4	高知県	高知県立大学社会福祉学部 社会福祉学科介護福祉課程	高知県公立大学法人	30	4		
[福祉系高校]							
1	徳島県	小松島西高等学校福祉科	徳島県	30	3		
2	香川県	高松南高等学校福祉科	香川県	30	3		
3	愛媛県	松山学院高等学校福祉科	(学)松山学院	40	3		
4	愛媛県	川之石高等学校総合学科･福祉サービス系列	愛媛県	25	3		

【あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師】

（令和7年3月末現在）

番号	県名	学 校 名	設 置 者	あんま、はり、きゅう			
				入学定員	修業年限	入学定員	修業年限
				昼	間	夜	間
1	香川県	四国医療専門学校鍼灸マッサージ学科	(学)大麻学園	30	3		

○健康保険組合一覧

（令和7年3月末現在）

組　合　名　称	郵便番号	所　　在　　地
阿波銀行健康保険組合	770-0901	徳島市西船場町2-24-1
大塚製薬健康保険組合	771-0284	板野郡北島町高房字居内1-1
徳島大正銀行健康保険組合	770-0931	徳島市富田浜1-16
四国電力健康保険組合	760-0033	高松市丸の内2-5
百十四銀行健康保険組合	760-0050	高松市亀井町5-1
大倉工業健康保険組合	763-8508	丸亀市中津町1515
神島化学健康保険組合	769-1103	三豊市詫間町香田80
四電工健康保険組合	761-8565	高松市花ノ宮町2-3-9
タダノ健康保険組合	761-0185	高松市新田町甲34
香川銀行健康保険組合	760-8576	高松市亀井町6-1
四国地区信用金庫健康保険組合	760-0027	高松市紺屋町2-6
いよぎんグループ健康保険組合	790-0003	松山市三番町4-12-1
住友共同電力健康保険組合	792-0002	新居浜市磯浦町16-5
愛媛銀行健康保険組合	790-0874	松山市南持田町27-1
井関農機健康保険組合	799-2692	松山市馬木町700
大王製紙健康保険組合	799-0403	四国中央市三島朝日2-12-45
来島どっく健康保険組合	799-2203	今治市大西町新町甲945
帝人グループ健康保険組合	791-8530	松山市北吉田町77
三浦グループ健康保険組合	799-2696	松山市堀江町7
四国銀行健康保険組合	780-0833	高知市南はりまや町1-1-1
高知銀行健康保険組合	780-0834	高知市堺町2-24
キタムラ健康保険組合	780-0870	高知市本町4-1-16
近森会健康保険組合	780-0056	高知市北本町1-1-28

○全国健康保険協会 支部一覧

（令和7年3月末現在）

協　会　支　部　名　称	郵便番号	所　　在　　地
全国健康保険協会　徳島支部	770-8541	徳島市八百屋町2丁目11　ニッセイ徳島ビル7階
全国健康保険協会　香川支部	760-8564	高松市鍛冶屋町3　香川三友ビル7階
全国健康保険協会　愛媛支部	790-8546	松山市千舟町4-6-3　アヴァンサ千舟1階
全国健康保険協会　高知支部	780-8501	高知市本町4-1-24　高知電気ビル新館2階

○国民健康保険団体連合会一覧

（令和7年3月末現在）

県名	名称	所在地
徳島県	徳島県国民健康保険団体連合会	徳島市川内町平石若松78-1
香川県	香川県国民健康保険団体連合会	高松市福岡町2-3-2
愛媛県	愛媛県国民健康保険団体連合会	松山市高岡町101-1
高知県	高知県国民健康保険団体連合会	高知市丸ノ内2-6-5

○後期高齢者医療広域連合一覧

（令和7年3月末現在）

県名	名称	所在地
徳島県	徳島県後期高齢者医療広域連合	徳島市川内町平石若松78-1
香川県	香川県後期高齢者医療広域連合	高松市福岡町2-3-2
愛媛県	愛媛県後期高齢者医療広域連合	松山市北条辻6番地
高知県	高知県後期高齢者医療広域連合	高知市丸ノ内2-4-1

○社会保険診療報酬支払基金支部一覧

（令和7年3月末現在）

県名	支部名	所在地
徳島県	社会保険診療報酬支払基金徳島審査委員会事務局	徳島市末広2-1-25
香川県	社会保険診療報酬支払基金香川審査委員会事務局	高松市朝日町2-17-3
愛媛県	社会保険診療報酬支払基金愛媛審査委員会事務局	松山市六軒家町2-13
高知県	社会保険診療報酬支払基金高知審査委員会事務局	高知市神田593

○特定機能病院一覧

（令和7年3月末現在）

県名	施　設　名	開　設　者	所　在　地	医療法許可病床数					
				精神	感染	結核	療養	一般	総数
徳島県	徳島大学病院	国立大学法人	徳島市蔵本町2丁目50番地の1	41	8			643	692
香川県	香川大学医学部附属病院	国立大学法人	木田郡三木町大字池戸1750番地1	26				587	613
愛媛県	愛媛大学医学部附属病院	国立大学法人	東温市志津川454	40	2			602	644
高知県	高知大学医学部附属病院	国立大学法人	南国市岡豊町小蓮185番地1	30				583	613
計	4施設	―	―――	137	10	0	0	2,415	2,562